

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

令和5年3月15日 開会 9時30分 閉会 16時36分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

沖久教人	三宅孝之	多賀信祥	柳原英子
山下憲雄	細羽敏彦	西村慎次郎	荒木謙二
柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄	坊野公治
上野安是	西田久志	宮地俊則	佐藤豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	市民生活部長	久安伸明
健康福祉部長	沖津幸弘	建設経済部長	岡本健治
会計管理者	高木正文	総合政策部次長	岩本展到
総務部次長	西村直樹	市民生活部次長	藤井清志
健康福祉部次長	片井啓介	監査委員事務局長	谷みち子
総務部参与	岡崎祐一	建設経済部参与	田中大三
総務課参事	佐藤修	危機管理課長	金政吉伸
税務課長	大山次郎	市民活動推進課長	毛利恵子
環境企画課長	朝原博幸	芳井振興課長	梶井克也
美星振興課長	藤井義信	子育て支援課長	片山恭一
健康医療課長	中新純史	甲南保育園長	阪谷佳美
農林課長	中山浩一	建設課長	曾根剛
企画振興課長補佐	片山直紀	総務課長補佐	西本晴雄
福祉課長補佐	藤田昌巳	建設課主幹	森川正康
市民課戸籍住民係長	片山麻理		

教 育 長	伊 藤 祐 二 郎	教 育 次 長	唐 木 英 規
文化スポーツ課長	高 田 知 樹	学 校 教 育 課 長	米 本 大 樹
生涯学習課長	成 智 千 恵	市立高校事務長	原 田 恒 司
学校給食センター所長	立 花 計 志	教 育 総 務 課 長 補 佐	岡 崎 直 子

(3) 事務局職員

事 務 局 長	和 田 広 志	次 長	藤 井 隆 史
---------	---------	-----	---------

6. 傍聴者

(1) 一 般 1 名

(2) 報 道 2 名

7. 発言の概要

委員長（佐藤 豊君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

今朝も随分と冷え込んでおります。このところ、日中と朝の温度差が大変激しくなっております。皆様方におかれましては、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思います。ありがとうございます。

私は先週の土曜日、散髪屋へ行ってまいりました。昼から行ったんですけれども、行ったら、猪原さん、運がよかったですね。今日は朝からお客さんいっぱい、1時間待ち、2時間待ちの人もたくさんおられたんですというふうに言われました。何かあるんですかねというふうにお尋ねをしたら、毎年のことなんですと。この時期は、就職、転勤、それから進学といったことで、特にお客さんが多いんですよというふうに教えてもらいました。もう本当に、そういえばこの時期って人がすごく動くときだなということを改めて思いました。

そういった中、新型コロナウイルス感染症対策については、マスクの着用をはじめ、いろんなことが緩和をされておりますので、また一時的に感染者が増えるといったこともあるのかなといったことも、少し心配をしたところであります。

話は変わりますが、今週、次の日曜日は井原市消防団の消防操法訓練大会が、それこそ久方ぶりに開催をされます。消防団につきまして、前の議会でも皆さんご審議をいただきましたけれども、いろんな見直しをしたところであります。行政としては、団員報酬ですとか定員、そういった消防団の環境の見直しをしたところであります。

消防団のほうでは、活動内容の見直しをしっかりといただいたところであります。その結果、操法大会につきましては、2年に1回出ればいいというふうに変ったところであり

ます。今年、この大会は全部で15分団あるんですけど、15分団中、出場する分団は8分団というふうに聞いております。約半数といったところであります。

それから、当日は消防団が主催者ですけど、主催者と来賓以外、一般の方は中に入れないということも聞いているところでもあります。私は副市長という立場で出席をさせていただきます。私は出部分団のOBということもありますので、訓練を頑張っているようでありま。選手や関係者は、それこそ自分の時間から家庭の時間なんか、いろんなものを犠牲にして頑張っておりますので、しっかりと応援していきたいなというふうに思っているところでもあります。

そういった中、本日は予算決算委員会を開催をいただきました。皆様方にはご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件のうち、本日ご審議いただく案件は、令和4年度の一般会計のほか、特別会計2件の補正予算と令和5年度一般会計当初予算ということになっております。どうか慎重にご審議をお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第2号 令和4年度井原市一般会計補正予算（第8号）〉

〈歳入全般〉

委員（山下憲雄君） 地方交付税について確認させていただきたいと思います。

地方交付税が補正で約1億2,000万円ついて、77億500万円になるということですが、この地方交付税の交付月はいつなのか。今月、3月でもう年度末ですので、この機に1億2,000万円というのが今、補正で上がるということに少し疑問を持っていますので、まず確認をさせてください。分かれば、交付月ごとの金額も教えていただけたらありがたいです。

総務部参与（岡崎祐一君） すいません。手元に資料がございませんので、整理させていただいて、回答させていただきます。

委員長（佐藤 豊君） それじゃ、後ほどお聞きしたいと思います。

委員（山下憲雄君） あわせて、国庫支出金、これも4,000万円ぐらい、4,100万円の補正がついて、36億3,100万円ということになりますけれども、いつも、この予算編成が最後の補正だと思っておりますので確認いたしますけれども、当初予算で、例えばこの

地方交付税などでしたらアバウトの77億円というのは、論理的に計算された額じゃないかと思うんです。それを当初予算で75億円とか少し見積りながら、3月までにちょっとずつ上げてきて、要するにこの補正の財源のバッファというか、余裕を見込んで最初から少し上げているんじゃないかなというのを、国庫支出金にしてもそういうふうな、これは財政上のテクニックがあるのかどうか知りませんが、そういう意図が、意図というのは、これはいい悪いは別としてあるのかどうか。補正についての考えを私は確認したいなと思っていますので、その辺はいかがでしょうか。

総務部参与（岡崎祐一君） 財源について、余裕を見込んで上げているのかというようなことですが、まず地方交付税につきましては、それぞれ普通地方交付税、それから特別交付税ということですが、それぞれこれまでの実績とか、国や県から示された数値を基に、当該年度に収入といいますか、交付されるであろう数字を算出しまして計上しております。その際に、余裕ということに当たると思われるかどうかはあれなんですけれども、小さい100万円未満とか10万円単位のところは、調整をしているというのはございます。ですから、大きい意味では、そうした、余裕を持ってということではございません。

それから、国庫支出金等でございますけれども、こちらは補正の本会議での説明のとおり、それぞれ交付決定に伴いまして補正予算を上げているというようなもので、これも余裕を持ってということではございません。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。

要するに、今、もう既に3月ですので、3月末に、これで可決した後に執行となると、もう時間的余裕がない中でこういうのが上げられるということに、少し、その辺に私は理解できてないところがありますので、交付月とそれぞれの過去の支給額を後ほど教えていただきたいと思っております。

委員長（佐藤 豊君） 先ほどの質問に対する答弁はできますでしょうか。後でということ。

〈なし〉

〈歳出〉

〈第15款 総務費〉

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第2条 繰越明許費〉

〈なし〉

〈第3条 地方債補正〉

〈なし〉

〈一般会計補正予算全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

委員長（佐藤 豊君） 先ほどの山下委員の質問に対する答弁は。

総務部参与（岡崎祐一君） いましばらくお時間をいただければと思います。申し訳ございません。

委員長（佐藤 豊君） 山下委員、その答弁を聞いて判断されますか。

委員（山下憲雄君） 後ほどで結構でございます。

〈採決 原案可決〉

〈議案第 3 号 令和 4 年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 4 号 令和 4 年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計補正予算（第 4 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈歳入全般〉

委員長（佐藤 豊君） あとに答弁するとしていた先ほどの、議案第2号の山下委員の質問に対する答弁を求めます。

総務部参与（岡崎祐一君） 山下委員さんからのお尋ねで、普通交付税の収入の月とその金額ということのお尋ねでございます。

令和4年度の普通交付税は、またこのたび補正予算をさせていただいておりますが、まず交付月が4月、6月、9月、11月とございます。4月に入りました金額は16億3,142万円、6月が16億3,142万円、9月が17億3,608万9,000円、11月が17億3,608万8,000円でございます。これが当初といたしますか、令和4年度の普通交付税として交付決定を7月26日に受けまして、これまでの補正予算でさせていただいた額の収入状況でございます。このたびの補正予算で令和4年12月9日付の追加の交付決定を受けておりまして、2月の補正予算ということにさせていただいておりますが、その補正予算の額1億2,024万6,000円を、12月に追加の交付を受けております。

補正予算については、それぞれ交付税の交付決定を受けますたびに、このたび4年度でいいますと、井原市の当初予算で見ていた額より少ない額の交付決定が7月に参りましたので、減額の補正を一度させていただきました。通常は、ここで予算の補正は終わりなんですけれども、このたびの場合は国からの追加の交付決定ということで、調整率ですとか、国の補正予算に関わる地方負担の増加に対する追加の財政措置というようなことで、別枠といたしますか、特別に地方に配分が追加で参ったということで、ここで補正予算をさせていただいているということでございます。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。また、令和5年度の地方交付税もそういう影響があるかと思っておりますので、またよく勉強します。

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈議案第5号 令和5年度井原市一般会計予算〉

〈歳入〉

〈第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（山下憲雄君） 市民税、第5款について丁寧にご説明いただきましたので、法人市民税についてお伺いしたいんですけども、法人市民税のほうは減額をしているんですけども、法人のほうは井原市というか、本市の産業構造が大きく影響するというふうに思うわけ

です。だから、産業別の就業人口がいろいろ影響すると思いますので、どういう区分で積算をされるときに、第1次産業、第2次産業、第3次産業とか産業区分があろうかと思いますが、その辺のコロナ禍でいろいろ変動があったのかどうか分かりませんが、産業就業人口のどういう産業区分ごとの見積りを立てられて計算されたのか、そこらあたりのご説明をいただきたいと思います。

税務課長（大山次郎君） 法人市民税でございます。井原市内の企業におきまして、法人市民税、大きな割合を占めるのは法人税割ということになります。おっしゃられたとおり、法人税割の内容は、市内の業種、どういう形態によるのかということが大きく関わってくるということで、井原市内の売上高を見ますと、製造業が70.9%でトップになっております。続いて、卸売業、小売業が9.8%、医療、福祉が6.5%という状況でございます。そういう積算になりますと大きく法人税割に関わってくるのは、業種的には製造業の景況が非常に大きく関わってくるというふうに考えております。

法人税の積算をするに当たっては、過去5年間の井原市における収入状況を見ながら、あとは岡山県の企業短期経済観測調査という日本銀行の岡山支店が行っております調査であったり、中国財務局の調査による各業界の景気予測というのを参考にいたしております。特に、この中国財務局の調査による景気予測を見ますと、井原市における製造業、岡山県下のこれは内容というふうに中国財務局の調査はなるわけなんですけれども、どの業種も原材料、燃料費の価格上昇、物価高騰による影響が今後大きくあるのではないかなというように予測をしておりますところを見まして、なかなか上向きにはならないだろうという予測を立てているところでございます。

委員（山下憲雄君） 井原市民が、井原市で働いている人も、外で働いている人もいろいろおられるんですけども、こういうコロナ禍の中で市税のほうが、個人のほうが増加しています。これは非常にいいことだなというふうに思っているんですけども、一方、不思議な感じがいたしまして、所得は上がったのかなと思っているんですけども、それを裏づけるのは勤めている企業の人たちの所得の影響というのもたくさんございますので、農業とか、そういう林業とかといったような1次産業系の人には少ないなとは思っているんですけども、私も区分からするとサービス業が関わっている人が多いのかなと、第3次産業が。そういう人たちの割合が人口減少とともに減っていくので、産業就業人口の割合というのは、当然つかんでおられると思いますので、その動きがこの近年変化してきていて、法人税というものが落ち込む傾向になるんじゃないかなということで質問しているわけですけども、よく説明していただきましたので私もまたそういう数値を現場に行かせていただいて、聞かせていただきたいと思います。すいません。

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

〈なし〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出〉

〈第10款 議会費〉

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

委員（宮地俊則君） 14ページの債務負担行為の一番上の公共施設照明LED化リース事業、これは編成概要の23ページの4段目、公共施設照明LED化、32施設について10年間のリース方式による実施ほか、いろんなところへこのLED化のリース事業、水道事業にも出てきとるわけなんです、このLED化というのは分かるんですが、このたびリース化というのが初めて打ち出されてきておるんですが、リースに方針転換、方向転換された事情、理由というものはどういったところなんでしょうか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 今回、初めてリースということで、予算を計上させていただこうということになったんですけれども、LED化をリースで対応するメリットといたしまして、このたび計画している施設全てを工事請負契約によって実施した場合の事業費は約10億円と見込まれます。当然、単年で全て実施ができるとは思えませんし、これをリ

一スとした場合、10年間での、予算ベースであります、事業費は約2分の1に縮減されるということ。あと、リース期間中における故障に対する対応というのがスムーズに行われるということ。そういったところがリース化のメリットだと考えております。

委員（宮地俊則君） 大変よく説明は分かりましたけども、これはどこかを大手に一括でされるんですか、それともそれぞれのところでされるのか、そのあたりはよく分からないんですが、どうなんでしょうか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 競争入札により業者を選定することになりますが、想定しておりますのはリース事業者ということになるかと思えます。

委員（多賀信祥君） 96、97ページ、地域創生費のシティプロモーション事業、これ3か年ということで、令和4年度からということなんですけど、単年度だと連動性がないからということで3か年、債務負担行為でスタートしたわけなんですけど、1年目と次2年目、それから3年目ということで、3か年のストーリーというのを聞かせていただきたいと思うんです。

企画振興課長補佐（片山直紀君） これまで井原市としては、魅力であったり、井原市のとにかくいいところを発信していくということの能力が乏しいのではないかということをおっしゃっていただきました。単年単年で契約をしていけば、当然、春の段階の発信ができないということで、通年で事業、魅力を発信していけるようにということで、3年間の契約で、1事業者でシティプロモーションを実施していこうということにしております。

その中で、郷土愛や誇りの醸成という部分に向けて、誰もが親しめる食というものをテーマにして、市民の方も含め、一体となって郷土愛の醸成と魅力発信を展開するというようにしております。これ、1年間でできる、答えが出るものでもなくて、市民の皆様誰もが親しめるテーマで、3年間継続してシティプロモーションを実施したいというふうに考えております。

委員（多賀信祥君） シティプロモーションという事業名でいうと、もう何年もされている。最初は、外向きの発信だったと思うんです。郷土愛の醸成という、どちらかというと内向き、そこは何か方針転換をされたのか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 郷土愛の醸成というのも目的の一つでございますが、これまでにふるさと納税等で井原市に対してアプローチのあった、そういった市外の方、こういった方に対しまして、今度はおせっかいかも分かりませんが、直接その方へ井原市の魅力を発信していく、積極的なプッシュ型に事業を転換しております。

委員（多賀信祥君） 3年ということで、これが2年目の春ということになりますけど、3年にしたメリットがこの春何かあれば。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 3年間、1年目ということで、はっきりとした目に見える効果というのをお伝えしにくいところではあるんですけども、SNSのフォローと行ったところ、数、非常に増加をしてきているところなんですけれども、専門事業者のノウハウ、こういったものを活用したことによって、職員だけではできないプロモーションであったり、情報発信が確実に実施できていると、そういうふうには感じております。

委員（多賀信祥君） 違うことで、すいません。シティプロモーションについては以上なんですけど、いいですか、続けて。

102ページのまちづくり支援員の件で、今回初めてまちづくり支援さんを募集して欲しいわけなんですけど、これを今後どのように活用されていくのか。最初の年でどういうふうな方向性を持って取り組まれるのかで、今後、井原市でどういうふうにこの事業を活用できるのかって決まってくると思うので、思い描いていることがあれば伺いたいと思います。

市民活動推進課長（毛利恵子君） まちづくり支援員の配置ということです。

当初、今年、来年度の目的としては、今、地区に12協議会ができておまして、その中にまだ、各地区のまちづくり計画を策定していただくことを当初からお願いしておりましたが、できていない地区がございます。その中の地区に、まずは関わっていただいて、計画策定の支援を行っていただくことを一番に考えております。もちろん前段として、各地区につなぎといいでしょうか、顔つなぎといいでしょうか、地区を回っていただくということも当然ありますし、全地区を対象に動いていただくという形では、今年度はそういう形で、1人を配置するというような方向でございます。

委員（多賀信祥君） しっかり勉強していないんですけど、自治体によっては、この制度を使ってまち協の事務局機能を持っているということがあるんですけど、井原市は将来的にそういうことを考えられているんですか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） まちづくり協議会の事務局が大変だというお話も重々聞いております。そうした中で、将来的には、そういった方向にも向けていけたらいいなという想定はしておるところでございます。

委員（多賀信祥君） ありがとうございます。

委員（柳原英子君） 説明資料のほうであったんですけど、井原市パートナーシップ・プロジェクト事業の名称これがLGBTの関係のパートナーシップの言葉と混同するからというふうなことも書いてあるんですけども、今まであった井原市のパートナーシップ・プロジェクト事業で行われていたことが、このまちづくり支援員を置くことでどのように変わってくるのでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 従来のパートナーシップ・プロジェクト事業というのは、6事業で展開しておりました。それを今回、4事業に集約したというような形になって、再編をしております。

まず、1つずつ説明を申し上げますと、旧事業が新たにどう再編したのかというような順番で説明をさせていただきますが、従来、まちづくり協議会活動への財政的支援ということで、がんばる地域応援補助金を補助させていただいておりましたが、これについてはまちづくり活動費支援事業として継続をしていきます。

2点目として、リーダー養成事業や職員の意識改革事業をそれぞれの柱として持っておりましたが、それをまちづくり人材育成事業として統合いたしております。

それから、3点目としまして、まちづくり活動報告会の開催や啓発事業、それぞれ設けておりましたが、これも統合いたしまして、ひとづくり事業とも連携しながら協働のまちづくり交流啓発事業と変更しております。

そして、パートナーシップ推進委員の派遣を、従来、職員を各地区に2名派遣をしておりましたが、それは廃止という形になります。その代替えというわけではございませんが、新たにまちづくり支援員の配置をして、地域の実情把握や計画策定の支援などをしていくほか、市役所の庁内によって、各部署の職員で組織するまちづくりの庁内連携チームというものを持ち上げて、地域課題の解決に向けた検討、情報共有を行いながら地域に対しての支援を行ってまいりたいと考えております。

委員（柳原英子君） ありがとうございます。もう募集されていると思うんですけど、このまちづくり支援員、今、どんな状況ですか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 募集についてでございます。

ちょうど2月15日の発行の市広報と同時に、ホームページで掲載して募集を行いました。3月10日を申込みの締切りとしておまして、今現在3名の方が募集されたような状況でございます。

委員（柳原英子君） いつ決定されますか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 3月17日に面接を実施いたしまして、その時点で決定となるかと思っております。

委員（柳原英子君） いろんな地域のまちづくりの計画の作成を手伝っていただくということで選ばれるわけですがけれども、この募集要項を見させていただいたときに、市との雇用関係はありませんとか、それはそういうことなんですけれども、ああいう書き方で私たちが見たときには、何か市は勝手にやりなさいよみたいに言っているのかなというふうにも見えてしまう。どこがこれをきちんと、今、あなたのいらっしゃるところなんだろうけれど

も、サポートしてアドバイスされたりとかかなりされないと、地域おこし協力隊の方々も何をやっていいか分からんとか、ぶらぶらってしたような状態で地域の方にも見られたり、ご本人たちもすごく不安な活動をされている中、行政のサポートっていうのはとても重要だと思うんです。なので、そのことをここで、予算とは関係ないかもしれないけど言っておきたいので、言わせていただきました。

委員（山下憲雄君） 話が戻りますけども、シティプロモーションについて質問させてください。

このたび、次年度ですか、令和5年度は食をテーマに郷土愛、先ほどのご説明であります。これ、私申し上げて大変失礼なことかも知れませんが、一番井原市において苦手なことじゃないかなと、食というのは。何を売るんだという気がしておるんですが、それはさておきまして、これを、開発を今からしていくとなると時間もかかってくるんですが、それはそれとして、先ほど多賀委員のご発言もありましたが、シティプロモーションの1か年、2か年、来年の令和6年度の債務負担行為もするとされているわけですので、シティプロモーション戦略というのは、僕は明文化されたものがあるべきだと思いますが、それは今、もうおつくりになっていたらお示しできる状態なのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 明文化したものはございません。

委員（山下憲雄君） ないとなると、今までも口頭で様々な説明を受けてきて私たち自身も迷路にはまっている、このプロモーションについては感じがしております。

これまでの様子をおうかがいしますと、「#はじめまして、いばら」という缶バッジを作られて、それぞれに配布されたいきさつがございます。そこから何だかんだポスターを作られたりしながら、記憶に残るところでは、インフルエンサーによるユーチューブで何だかんだを流して、今何千回いったとか、幾ら増えたとかというご説明を受けた記憶もございません。それから、「10,000人のラブレター」ということで、スマホあるいはパソコンにも出ていたでしょうか。スマホを中心に、私自身もそれをのぞいたこともございます。

要するに、そういう様々なことをされてきましたけれども、実績が何を目指しておられるのか。先ほど担当課の方もおっしゃっていますけども、これには答えがないので、その時々々の環境に応じて正解が変化する仕事であると思うんです。あると思いますけれども、道しるべは、つくって今年、食がこうだから来年は何をするんですかということをやまず、そういう来てもらう戦略をプランの中に置いて、それがベースにないと何をしていたらいいかわからないということになるんじゃないかと思っておりますけれども、まず債務負担行為を上げられた以上は、来年度はどうすべきかということは明快に想定がないと債務負担はできないと思うんですが、そこら辺のご回答をお願いします。

企画振興課長補佐（片山直紀君） ビジョン的な話になろうかと思えますけれども、まずは3年間の中で、初期段階ということで認知度の向上といいますか、そういったことをしていきたい。ファンを獲得していきたいというようなこと。2年目になります。中期になりますと、引き続き認知度の拡大をしていこう。ファン層も拡大していこうというようなイメージであります。後期の最終段階ということになれば、認知度の拡大もしますし、対象エリアといいますか、そういった部分の拡大、開拓もしていきたい。ファン層を拡大していく。そして、深く関わっていただきたいというような取組をしたいというふうには、ビジョンとしては考えております。

委員（山下憲雄君） 考えていることを明文化されたものはない。ないんですけれども、それをしておかないと、考えですから頭の中でのくるくるされて、ここに予算が上って、また来年度も確約されている。それを、あ、そうですかと言って聞くというのは、我々の予算審議をする上で問題を感じるわけですけれども、私は特に最初からこのシティプロモーションには大変な興味を持っております。というのは、申し上げて大変失礼ですが、執行部に一番弱い営業的感覚を要する部分だと思うんです。プロモーションするという、販売、市を売り込んでいくという点について。それだから、外部の人に頼むということだと思うんです。外部の、どういう会社か忘れちゃったけども、人たちからも何も示されていないんでしょうか。来年度、今年度の目的、目標、それをお伺いします。

企画振興課長補佐（片山直紀君） すいません。今、手元にはございませんけれども、請負業者からのイメージをまとめた書類というものはあります。

委員（山下憲雄君） それはお示しいただけますでしょうか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 用意して、提供したいと思います。

委員（山下憲雄君） よろしく申し上げます。

それと、そもそもがこの担当部署は、今はどこが担当になっておられるんでしょうか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 令和2年度までは、観光に特化したシティプロモーションということで、観光交流課のほうを担当しておりました。令和3年度からは、市の総合的なプロモーションをしていこうということで、企画振興課のほうに担当が変更となっております。

委員（山下憲雄君） 大変ノウハウ、部署が変わるということは、こういうのは債務負担で示すように長く時間がかかるから、言わばできるだけ同じ人がやっていくという、長期的な人材配置のプランというのも当然ないといけない。それが配置が変わった。業者からでもいい。どこでもいい。受け継いだノウハウの引継ぎというのはなされておりますでしょうか。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 観光交流課で、もともとそういうプロモーションの経験を持った職員が幸い今企画振興課におりますので、そういった部分での引継ぎはできているものと、受け継ぎはできていると思っております。

委員（山下憲雄君） 過去から、1,000万円あるいは2,000万円以上になっているか分かりませんが、もう既に経費が積まれて、今後も3か年という、三八、二十四、2,400万円の経費が確約されたわけです。実行しようとしているわけですが、また今後の着地が見えません、ボールが。どこを目指していくのかという、先ほど私が迷路というのは、ゴールを、どこを目指しているのかというのをお示ししていただく。業者の中にある程度目指したものがないと、これはいつまでも続けながら、いつ成果がどう上がったのかというのが我々は分からない中で、また来年、再来年もこの予算が上がってくるわけです。ほな、ああ、そうですか言うて、それを流して通すっていうのは、議会としては非常に責任を感じるべきところだと思うんですけども、そここのところを、まず次回はそういう何かの機会に説明を、明文化されたものを示しながら、口頭でいろいろ説明されてもこれは答えがないだけに、目標が変わったのか、それによって報酬もどう変えたのかということが分からないですから、ぜひお示しいただきたいと思えます。

委員（沖久教人君） 先ほどの協働のまちづくり事業のところに戻るんですけども、すいません、私の勉強不足で、まちづくり支援員というのは、いわゆる集落支援員のことでよろしかったでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） そのとおりでございます。

委員（沖久教人君） 集落支援員という、この特別交付税全額ということでございますが、この1名について数字が苦手なものでどれだけの予算がついているのか、教えてもらってもいいですか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 先ほどの報償費の謝金で360万円と、まちづくり支援活動費助成金で84万円を計上しております。特別交付税の対象となります金額、上限が445万円で、うちが今、予算措置しておりますのは444万円となっております。

委員（沖久教人君） ありがとうございます。

この集落支援員がこれまでに本市では一人もいなかったと。それがこのたびまちづくり支援員として1名配属ということであるんですけども、令和4年度で見ますと、矢掛で7名、笠岡で6名、かなりの人数の支援員を配置して、それぞれの地区ごとに課題を解決するようなことを聞いているんですけども、今回、本市では1名が先ほどの12地区全体を見て、リードしていくというイメージでよろしかったでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 今年度というか、来年度1名の配置ということになっ

ておりますが、総括的な動きをしていただこうと、この方には動いていただこうと考えております。当然、12地区を1人というのは、なかなか厳しいものは出てくると思うんですけど、それこそ、そういったまちづくりの知見を有した方でありますとか、地域の実情を把握した、実情に詳しい方とかという人材のこともございますので、まずは1名、来年度配置させていただいて、その状況に応じて翌年度以降も増員していくような方向は、今のところ決めているわけではないんですが、想定はしておるところでございます。

委員（沖久教人君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊と集落支援員、本市では地域おこし協力隊はかなりの人数が他市に比べても配属されて、定住率もあるということであります。この集落支援員も私は、先ほど増やしていくということでありましたので、ぜひ、この1年目の取組を参考に増やしていくことをお願いして、私の質問を終わります。

委員（三宅孝之君） すいません。シティプロモーションのところに戻んですけども、申し訳ないです。シティプロモーション、1年800万円で3年間のあれで、昨年度お聞きしたときには、1年で業者は変わるかもしれないということ言われていたんですけど、今度、この2年度はまた募集か何かして、変わるっていうことがあるんでしょうか。その辺を教えてください。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 1年目と同じ業者に2年目もお願いしたいというふう
に思っております。

委員（三宅孝之君） 話は変わりますが、シティプロモーション自体の、皆さん、今、話し合われていたところが、ほとんどシティプロモーションが情報発信するための事業というふうな話合いになっているんですけども、シティプロモーション自体、情報発信が目的なのか、その辺をお聞かせください。

企画振興課長補佐（片山直紀君） 本市の苦手な情報発信というのは、もちろんお願いをしているところでありますが、それとあわせて郷土愛の醸成、シビックプライドといいますか、そういったところも考えているものです。

総合政策部長（安東慎吾君） シティプロモーションということで、いろいろご質問をいただいております。

形としまして、最終的に目指しておりますのが、今の郷土愛の醸成もあるんですけども、関係人口の増大であったりとか、あるいは端的に成果が出るのは、例えばふるさと納税の納税額といったものもそういったところに出てこようかと思えます。また、移住・定住との連動ということで、市の認知度がアップしてイメージも上がれば、しっかり市の魅力を伝えることができれば、移住者あるいは定住される方、こういったところにもつながってくる

と。様々、そういったところを考えてございます。

3年間ということで、これは昨年度も申し上げたようなところもあるかもしれませんが、初年度は情報発信からどういう効果的なものがあるかということで、移住・定住のサイトを作ったり、あるいは今後、また食の関係のものも取り入れていこうかと思っております。これは、食というのは一つの分野でございまして、トータルの市の魅力をどう伝えていくかということになろうかと思っております。2年度は先ほど申し上げました関係人口、あるいは認知度アップといったところ、ファンの拡大というところをより強力に進めていくと。その次の年度になりますと、いろいろなファンの方、あるいは郷土愛を持たれた方々がそれぞれまた主体となって発信をしていただくといったところで、より大きな、ダイナミックな動きの中で市の生きた情報、魅力的な情報が外に出ていって、繰り返すようですけど、関係人口、あるいは移住・定住、認知度アップといったところにつながっていくのではないかと。それをトータルでもっていくためには、単年では厳しいので、同じ事業者の中で計画的にすり合わせをしながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

委員（三宅孝之君） シティプロモーションで、全国自治体でも行っているところで、失敗する自治体としてよく挙げられているのが、認知度を上げるための情報だけをどうするかということだけを考えている自治体。それはシティプロモーションじゃないというふうに言われています。シティプロモーションというのは、井原市っていうのがどういうふうなものを持っていて、情報自体、発信するのはシティプロモーションのうちの一つだと思うんです。どう井原市をつくっていくかということを考える、そこがシティプロモーションだと思うんです。情報発信が一つのその手段であるので、800万円を3年間で任せている企業には、シティプロモーション自体を、どうあるべきかということを示して持ってきてほしい。ただ、情報だけの発信じゃなくて、そこをお願いしたいんですけれども、お願いしたいというか、そこまでが必要なんじゃないかと思うんですが。一つの情報だけをどうするかではなくて、そこでどういうふうにやっていくということまで考えられるのがこのシティプロモーションだと思うんですが、いかがでしょうか。

総合政策部長（安東慎吾君） プロモーションという言葉には、もともとは、認知度もそうですけど、位置的なものを上げるということもあろうと思いますが、もう一つご指摘のように、何かをそれによってプロモートする。前向きに何か発信するというのもありますけども、それによって市の魅力を高めるということは、新たな魅力をつくっていくといった、こういった色彩も、このプロモーションという言葉の中には当然入っているだろうというふうに考えてございます。

ということで、先ほど来申し上げておりますアウトカムのところでは、関係人口とか移

住・定住、ふるさと納税みたいところが出てくるかと思うんですけど、それと同時に、先ほど食の話もありましたが、食の中でこれを考えたときには、井原市で魅力的な食を組み合わせさせていって、何か郷土料理のようなものができないかであったりとか、あるいはそれぞれのレストランとか、食とか、いろんな食材のところでも共通で出せるような何かできないものかとか、様々そういった、より市にとって魅力をアップできるような取組、食というのは一例で今挙げてございますけども、そういったただ単に宣伝する、PRするといったのではなくて、市の魅力もより一層アップするような取組に、シティプロモーションということでやっていきたいというふうに考えてございます。

委員（三宅孝之君） ぜひ、市の魅力を早く固定して、そしてそれから情報を発信できるような形にさせていただきたいなというふうに思って、終わります。

委員（山下憲雄君） 集落支援員の件についてお伺いたします。

これも、今、集落支援員が1名ということですが、まずこの1名について、多いとか少ないの質問もありましたけども、まず身分、任用期間、もちろん就業の条件、それから市との配属先というのか関係性、市に来たら机が与えられるのか、与えられないのかとか、そういうことです。

それから、この人が1人ということは、全域を網羅して見るということとは問題がありますから、今、目的とする、目標としている業務内容。

それから、まちづくり協議会が地元にはそれぞれ13地区にございます。それから、地域おこし協力隊という人たちがそれぞれ何人か入ったり、そういった人たちとの関係性を持った集落支援、その人も集落支援というか、集落を活性化しようと団体ですから、その人たちとの共通の目標に向けた委員会の設置等々の予定があるのかないか、考えているか、その辺についてご説明いただきたいと思います。

市民活動推進課長（毛利恵子君） まず、まちづくり支援員の身分ということですが、委嘱をいたします。直接的な雇用契約を市と結ぶわけではなくて、委嘱という形で業務をお願いすることとなります。

それから、委嘱期間については、1年を委嘱期間としておりますが、以降、継続というか、更新ということもできるものとしております。

活動時間につきましては、1日7時間45分で月155時間を規定しております。報償費を支給するのですが、155時間を下回るときはそれは減額していくというような形になります。

それから、席については、特に市民活動推進課が担当課ですので、そこへ席を設けるといような状況ではなくて、絶えず連絡を取っていくというような状況を考えております。

委員会につきましては、設置することは考えておりませんが、市民活動推進課と一緒に、当然、まちづくり支援員も地域へ出ていったり、出向いていったりしますので、そういう形で各地区との連携は強めていきたいなどは思っております。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。

これは国の、総務省の提案する一つの制度だと思うんです。そうですね。ですので、それを、その制度に市が乗ったという格好だろうと思いますが、特別交付税でもって措置するということがどっかに書いてありましたね。ということは、国の制度を市が利用しているということですが、先ほどあったように、浅口とか笠岡はもう既に何名もおられませんよみたいな話で、後発だと思います。後発ですから、よそのを参考にすべきこともあると思いますが、今、業務内容について詳しいご説明をいただけてないんですが、どういうことを目的、目標にその人を募集するかということについては、当然、交付税措置を受けるわけですから、国に報告された経緯があるんじゃないかと思います。それは、事業は何もしないでもまず交付税という形でおりにくるものなんでしょうか。それと、業務内容とあわせてまずお聞かせください。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 業務内容につきましては、各地区の状況調査及び課題整理に関する活動や、地区の現状の課題やあるべき姿についての話し合いを促進する活動でありますとか、各地区の持続及び活性化を図る活動となっております。これが国が示しておるもので、また井原市においては、先ほども申しましたが、まちづくり計画の策定や見直しに対する支援、計画策定、事業の遂行に関する活動もお願いする方向で募集しております。

それで、特にこの特別交付税を受けるということで、国のほうへ報告をしているような経緯はございません。

委員（山下憲雄君） 国に、どういう事業をするからということで特別交付税の交渉というか、取りに行くということになるかと思いますが、その事業内容を報告せずに国から勝手にお金がおりにくるのかどうかは、私は少し疑問に今思いましたが、国の金を使って、それが市が代行して委嘱するという形になりますと、当然ながら雇用関係はないにしても、管理責任はあると思うんですね。そうなりますと、その人の155時間を働くとなると、どういう活動したかというレポート、それからそういうのを取り寄せる計画がどうなっているのか、それからその期待、今おっしゃったまちづくり協議会との相談とかいろんな地域おこしの課題等々について向き合った目標に対しての成果が、その人がうまくいかないですみたいなことになったときに推進課に相談に来られる、そういった推進体制というのについては、今後、今の話、将来は2人、3人、4人、5人と増やしていくということになると、スタートの時点でそういうことがしっかりしていないと、もう、ほかのこともそうですが、そうい

う大事なことやから確認します。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 活動状況等の報告はいただくように、要綱を定めますので、その中で示していこうと思っております。それは、地域おこし協力隊と同様な形を考えております。

連絡体制につきましては、絶えず連絡が取れるということを前提に、採用の方と協議をしていこうとは思っております。

委員（山下憲雄君） よろしく申し上げます。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第20款 民生費〉

委員（多賀信祥君） 民生費負担金と母子衛生費で、保育料無償化事業と子ども医療費無償化事業、これは継続なんですけど、住民票を移されてない場合、居住実態がない方も利用できると思うんですが、これについて何か該当者に対して、居住実態がない場合は返還を請求しますとか、そういうメッセージというのは送られるような仕組みになっていますか。

子育て支援課長（片山恭一君） 保育料の関係と子ども医療費とおっしゃったと思います。

居住実態がない場合、保育料につきましては、基本的には居住地で保育の申請をさせていただいております。子ども医療につきましても、DV等で住民票を動かせないといったことを除きましては、居住実態のあるところで住民票を置いていただいて、申請をいただいておりますので、前提として居住実態がないということで申請を受け付けることがないように、事前によく面談をして申請受付を行うようにするものと考えております。

委員（多賀信祥君） 昨日の委員会でも出たんですけど、住民票を移さず仮住まいを市外にされている方も、結局使える仕組みじゃないかなと思っていて、そういう場合がない前提、今、課長言われたように、住民票を見てということなんですけど、実際にいうと聞く話が、市外に住まれておるのに使われておるといことも耳にしたりしています。だから、その辺をどういうふうに、後追いきないというのも分かるんですけど、じゃ、それでいいのかということもあるんですけど、だから申請されるときにしっかり、住民票が移してある前

提じゃということは当然分かるんですけど、居住実態がない場合は返還をお願いしますとか
ということは言われたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

子育て支援課長（片山恭一君） 繰り返しになりますが、当然、申請いただく時点でしっ
かりと聞き取り調査をさせていただいて、その事実と反するようなことがあれば適正に対応
しないといけないと考えます。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（多賀信祥君） 167ページ、暮らし向上スマートエネルギー導入補助金、メニ
ューがあると思うんですけど、2,520万円の予算で、これが件数を超えた場合は複数事業
のうちで流用されるのか、それぞれに上限をきるのか、教えてください。

環境企画課長（朝原博幸君） それぞれ積み上げで数字は出しているわけでありませ
ども、中で動かせるようなことを考えております。

委員（多賀信祥君） この事業全体のトータルの予算としては2,520万円、それ以上
はないということでもいいですか。

環境企画課長（朝原博幸君） そのとおりでございます。

委員（多賀信祥君） 補正なしですね。

環境企画課長（朝原博幸君） 補正のことですか。

補正につきましては、申請状況を見極めながら予算の中で調整を行い、検討していきたい
と思っております。

委員（多賀信祥君） それが例えば5,000万円になるという可能性はないんですか。

環境企画課長（朝原博幸君） これまであった太陽光とか、太陽光発電機とか温水器、そ
れから蓄電池につきましては、これまでの実績に基づいて積み上げた数字でこのたびもとめ
ておりまして、あと、ほかの5件につきましても、近隣市町の実績を参考としておりますの
で、そこまで大きな数字にはならないのかなと思っております。

委員（多賀信祥君） ありがとうございます。

委員（柳原英子君） すいません。今、今朝も新聞で見たんですけれども、美星の工場の
油が流れた件っていうのは、この予算書の中では165ページの公害防止対策費の中に入る
とかって聞いたんですけれども、この検査費用は、今日の新聞によると1か所当たり6,6
00円で、市の負担になるって書いてあるんですけれども、工場とかとの取り決めという

か、そういうことでは、産業廃棄物の処理対策については排出事業者責任の原則により、自らの責任と費用負担のもとに処理するって書いてあるんですけども、なぜ井原市が処理するのでしょうか、教えてください。

環境企画課長（朝原博幸君） このたび、市のほうが検査いたしましたのは、井原市公害防止条例第3条、市の責務として、第2項中に、市は公害の状況を把握し、公害防止のための規制の措置を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査体制の整備に努めるものとするとなっております。また、3、耕作者様からの要望もありまして、耕作者が安心して耕作できるための対応を早急にする必要があることから、このたび、市のほうで検査を行っております。

基本的に、市の検査というものは必要とは捉えておりまして、このたびにつきましては、原因者も特定できているということでございますので、検査料の負担につきましては、今後、双方で協議を行いたいと思っております。

委員（柳原英子君） 総額で幾らになるのでしょうか。

環境企画課長（朝原博幸君） これまで行っているところで35万8,600円になりまして、今現在、また追加で調査をしております。合わせまして、62万9,200円となっております。

委員（柳原英子君） ありがとうございます。

委員（荒木謙二君） ごめんなさい、もう一点。

暮らし向上スマートエネルギー導入補助金の窓断熱だけって書いてあるんですけど、これ、例えばサッシのペアガラスというふうなことの解釈でよろしいでしょうか。

環境企画課長（朝原博幸君） 窓断熱につきましては、これが、岡山県の家庭の省エネ対策加速化事業補助金ということの歳入を見込んでいるんですけども、その内容が、窓断熱につきましてはガラスの交換（既存窓を利用してガラスのみを交換するもの）、内窓設置、外窓の交換（既存の窓を取り除き新たな窓に交換するもの）、そういったものが要件となっております、ガラス交換及び外窓交換は、複層ガラスまたは3層ガラス製品への交換とするというような内容がございますので、そちらに沿ったような格好で行いたいと思っております。

委員（荒木謙二君） もう、最後に。

今、外窓、外壁のサッシと思うんですけど、当然、サッシを換えることになると、内装工事、外装工事の工事も若干かかってくるんじゃないかなと思うんですが、そういった取付工事、ほかの内装、外装を含めた工事の10分の1、上限が15万円というふうなことでよろしいのでしょうか。

環境企画課長（朝原博幸君） 補助対象経費につきましては、システム等の購入費とか設置工事費というようなことになっております。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（坊野公治君） 184ページの農地総務費の貸付金、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計貸付金と下の繰出金、これの使用目的の違いを教えてください。

農林課長（中山浩一君） まず、貸付金でございますが、こちらの貸付金は、美星地区畑地かんがい特別会計の収支の均衡を図るために一般会計から貸し付けるものでございます。

繰出金につきましては、負担金補助及び交付金の上から3番目、農地用かんがい施設維持補修費補助金というのがございますが、これが例えばそのほかの明治でありますとか、青野でありますとかの土地改良区でありますとか水利組合、こちらの施設に対して補助を行うものでございますが、美星地区畑地かんがいにつきましては直営でございますので、それと同じ考え方で、補助金を交付するという考え方で繰出金ということで計上しております。こちらの繰出金につきましては、施設の維持修繕が主なものでございます。

委員（坊野公治君） では、運営に関しては貸付けで、補修その他に関しては補助金を出すという考え方でよろしいんですね。収支の均衡を図ることですから、運営費に関しては貸付金という形で、あと例えば圃場の整備とか、圃場というか、そういうことに関しては、市のほうから補助を出すという考え方でよいのか。

農林課長（中山浩一君） こちらの補助の基準というのがございまして、直径が50メートル以上の幹線の修理、失礼しました。直径が50ミリ以上の、8万円以上の修繕というのが補助の対象となっておりますので、それ以外のものについては、中でやっていただくというか、各団体でやっていただくということにしておりますので、この貸付金の中にも、当然、補助の対象外の部分については収支の均衡を図るところでの経費も含まれてこよ

うかと思えます。

委員（坊野公治君） 結構です。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（荒木謙二君） 196ページだったかな、省エネリフォーム補助金についてなんですけど、概要が高い省エネ効果を有する機能向上に資する工事というふうに書いてあるんですが、具体的にはどういった工事を想定されているんでしょうか。

建設経済部参与（田中大三君） これにつきましては、具体的に申しますと、開口部の断熱改修でありますとか、外壁、屋根、天井または床の断熱改修、それから省エネ設備の交換、その他、環境負荷低減を目的とした改修で、市長が認めるものというようなことで考えております。

委員（荒木謙二君） 環境課で窓断熱のというのを、これ併用できるんでしょうか。

建設経済部参与（田中大三君） 先ほど環境課のほうの暮らし向上スマートエネルギー導入補助金、これに該当するものは、このリフォーム対象からは外れてまいります。

委員（荒木謙二君） 要綱等々はもうできておるんでしょうか。

建設経済部参与（田中大三君） 内容は固めておりますが、この後、議決いただきまして、内容等を精査して、最終的な議案になる予定でございます。

委員（荒木謙二君） 基本的には、断熱というふうなことで、例えば瓦のふき替え、壁の塗装等々は、もうこの省エネリフォーム補助金からは除外されるということでしょうか。

建設経済部参与（田中大三君） 外壁とか塗装、そういったものについても、断熱効果が期待できるもの、そういったものがございますので、そういったものは対象になってまいります。

委員（山下憲雄君） 地域活性化起業人活用事業についてお尋ねいたします。

これによりますと、これも国の総務省の制度によるところだと思いますが、その制度を利用して民間企業からの専門人材の派遣を井原市が受けるという、そういう事業ですね。仕事内容と目的としては、観光交流人口の拡大、地域の活性化と、この議案資料ではなっておりますが、お聞きいたしますが、既に応募を6月から、任用期間が6月、来年3月ということで10か月ですか。短いんですけども、この期間、応募状況についてお伺いをまずします。

観光交流課長（藤岡健二君） 実際に表立って動くのは、予算が議決されてからになるん

ですけれども、応募というよりも、本市とつながりのある、これまでいろいろ観光庁の事業を使って観光商品を造成、連携してきた事業者等、多々ありますので、そのあたりと水面下で打合せをしながら、本市のために動いてくれるようなところについて意見交換をして、いい事業者とのつながりを持って、協定を結んでいきたいと考えているところであります。

委員（山下憲雄君） 要するに、幾らかのコネクション、コネがあるところを対象に派遣要請を市のほうからして、話がついたら応募者の中から選任するというようなお考えのようですが、1つは期間が6月から3月ということで短い。その中で観光交流人口の増大とか、地域の活性化というのは、言わば重い仕事には違いないと思いますが、これがシティプロモーション等々との関連性もまたあつたりしますので確認いたしますが、この人の例えば募集要項などはもうできているのでしょうか。要綱というか、要領とか何か。

観光交流課長（藤岡健二君） 本市と関係性のある事業者との打合せを進めていく上で、より具体的な活動内容として、例えば本市との埋もれている地域資源の発掘とか、外からの目線で、職員が気づいていない資源の磨き上げとか、あるいはどういったターゲットにどういった本市の資源が訴求できるといったマーケティングのところ、そういったところを活動内容として落とし込んで、そういった資料を基に相手方と打合せを進めているところであります。

委員（山下憲雄君） この年収というか、560万円の年収ということになっておりました。これは制度上のものだろうと思いますが、言わば企業から派遣されますから、籍は企業側にある人が1年間なり10か月なり、こちらへおいでになるということなんですけれども、企業にとっては人件費負担が軽減されるという点はあるかと思いますが、560万円という、比較的経験が浅い、20代の人だったら喜んでくる可能性はあります。その代わりに、30代、40代のベテランになると、報酬で行きづらいといったような関係にありますが、その中でこの制度に100万円でも200万円でも、市の新たな独自性で上乗せして1,000万円とかにしますと、本当に短い間に力を発揮する人が獲得できる可能性は高いと思いますが、そういった独自性の検討というのはなされたでしょうか。

観光交流課長（藤岡健二君） いろいろ他市の状況とかを見ながら、大体平均しますと、国の制度措置している560万円というところが一番多いところで、確かにデジタル関係とか、より専門性の高いところが独自に上積みしている自治体もございますが、まずは入っていただいて、本市の中で活動して、その成果をもって、これは最初3年までいけますんで、その中でその人材が1年やって、いい人材かどうかというのを見極めながらいくべきかなと思っておりますので、しかも事業者と話をする中で、例えば30代、40代が企業として人材が手薄なところもあると。逆に、20代が豊富なところがあるということで、企業のそれ

ぞれの事情もございますので、本市としては560万円で、とにかく井原市に思いを持ってきていただくという人を探したいと考えております。

委員（山下憲雄君） 企業側の目線に立ちますと、いい人は出したくない、自分ところ。しかも、1年足らずで帰ってくる。あるいは、延長になるという可能性もありますが、帰ってくると、人事配置で補充を入れておく。空席のまま企業側は待つという状況になるんですけれども、こちらのほうも採るなら2年、3年いていただかないと、大変重いテーマに対応できるような時間としては短いわけですから、そうしますと、優秀な人を獲得しないと失敗例に終わるという可能性が高いのではないかと、これは私の推測ですけれども。

数々の、今回総務省のいろんな制度を利用して、市がされようとしておりますけれども、最初のスタートが何事にも大事だと思いますが、この起業人も使って、今おっしゃった来年、6月以降でしたっけ。3月以降は今から準備しとかないといけないんですが、よくおっしゃるには、議決をいただいたらそこから考えますみたいなお話があるんですけども、当然ながら、今までこの準備はしていただいていたと思うんです。これは特別措置を利用するというお話がここに財源となっておりますけれども、午前中もしたんですが、再度お聞きします。この事業計画というのは国に出さなくても確保できるお金なんですか、財源は。特別交付税措置を受けるに、この事業計画を、プランを国に提出しなくても獲得できる財源ですかということですか。

観光交流課長（藤岡健二君） まずもって、企業との協定を結ばないといけないということで、その協定について総務省にも当然提出して、その中にどういった事業をやるか、例えば活動内容なんかも落とさないといけないっていうところを経ていきますので、当然、国も目を通すような形にはなります。

委員（山下憲雄君） だから、2か月もないわけですよ、言うたら。獲得して、人材をここへ連れてきて、6月からスタートするには2か月しかない。当然、進んでいるんじゃないですかということをお伺いしているんです。

観光交流課長（藤岡健二君） 本市と関係性のある事業者、複数ありますけれども、そことはもう12月、1月頃から、水面下ではいろんな意味で複数社、話をしてきているところでもあります。

委員（山下憲雄君） 大変難しいんですが、その人の配属先と雇用関係は生まれないかと思いますが、まず配属先と管理される、いわゆるその人の上司にあたるというんですか、密接な関係、井原市職員との関係、仕事の打合せとかなんとかかんとかの関係は、どなたが中心になるんですか。

観光交流課長（藤岡健二君） 観光交流課への席を確保して配属してもらおうと思います

ので、そういった中でありますと、私が担当になります。

委員（山下憲雄君） こちらへめでたく決まりました。その人が来ることになりました。職場も用意されました。テーマも決まりました。居住等々についてはどう対応されますか、お住まい。

観光交流課長（藤岡健二君） これも事業者によっていろんなパターンがあるんですが、よくあるのが事業者のほうで民間アパートを探して契約されるケースもあったりはされています。そのあたりは、今はまだその前段階のどういう人材で、人材を探していただいているところですので、その住居のとこってというのは次のステップというところで、今、そこまでは話が進んでいないということです。

委員（山下憲雄君） ですので、人が来てから決まってませんけどもと言っても、2か月しかないわけですよ。もし、そういう人が来られるという状況になったら、慌てて大変な対応をしないといけないことになると思うんです。受け入れるときには、もっと準備期間があるんじゃないのかと思って、もう相当進んでいるんじゃないかと思って言っているんです。財源も決まっているんだと思う、確保できているんだと。これがないと、今から交付税措置を受けるのに、その次の特別交付金でやるわけじゃないでしょう、地方交付税の特別交付税を措置しようとしているわけですから。

観光交流課長（藤岡健二君） 特別交付税の関係は、実際、派遣を受けてそこから活動実績、例えば今だったら10か月とか、もしより短くなれば短くなった最後年度末での実績を基に国のほうが措置していくような流れとなります。

委員（山下憲雄君） それまでは、それじゃほかの財源を充てるということですね。

観光交流課長（藤岡健二君） 最終的には特別交付税措置ということですので、それまではここで支出は計上させていただいておるような格好です。

委員（山下憲雄君） 集落支援員とか、これとか、いろんなパターンで市に今、商工課では企業間のコーディネーターみたいな方も雇ったりされて、そこら辺の市の行われようとしていることが、制度的な要綱も今はないと。決まったらつくっていくと。企業と話をするのに要綱もないという、準備が不十分じゃないかなという感想を受けますので、しっかりしたいい人を探って、せっかくのことながら、国税とはいえ市が関係するわけですから、その辺の制度的な設計を十分していただいて、成功につなげていただきたいというふうに思います。

委員（柳原英子君） 193ページの一番下、委託料ってところなんですけど、井原デニムによる地域活性化事業委託料というのがあるんですが、これは今までしていたものと変わらない事業でやられるんでしょうか。

建設経済部参与（田中大三君） 基本的には変わりませんが、去年からデニムの日にあわせたPRとか行いましたが、そういったものにもこれが当たっているというような形になります。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

委員（惣台己吉君） 209ページの道路維持費の委託料で草刈り業務委託、市道45路線で2,400万円というご説明ですが、今の油の高騰なんかはどのように見ておられますか。

建設課長（曾根 剛君） 今回の予算の中では、そのあたりの高騰分は見込んでおりません。

委員（惣台己吉君） いつ頃発注されるか分からないんですが、今後、あまりにも上下がひどい場合は見直す姿勢があるかどうか、お聞きします。特に、草刈り業務は油がほとんどだろうと思いますので。

建設課長（曾根 剛君） 今後、そういった傾向が見受けられれば、反映していきたいと考えております。

委員（惣台己吉君） ぜひ、草刈り業務は厳しい内容なんですし。ですから、小さいことも分からないですけど、そこそこは慎重に見ていただいて、泣くのは業者ですからよろしくをお願いします。

委員（三宅孝之君） 219ページです。

219ページの都市計画費の負担金補助及び交付金のところですが、アスベスト分析調査補助金が出ています。これまでアスベストを分析っていうのはされなかったのが上げられておるのか、お聞きします。

都市施設課長（田口政之君） このアスベスト分析調査補助金でございますけれども、制度的には、平成19年度から制度はございます。ここで予算化したといいますのが、大気汚染防止法が改正をされまして、建物への解体や改造を行う場合、令和3年度から事前調査というものが義務づけられました。

それから、令和4年度からは、その事前調査結果を県に報告するという義務づけもされました。そういった中で、本市への問合せも数件来ております。そういったことから、このたび当初予算に予算づけをするということといたした次第でございます。

委員（三宅孝之君） ありがとうございます。

委員（多賀信祥君） 芳井の賑わい創出拠点整備事業は、これは土木総務費でよかったですか。いいですか、設計委託料かと思うんですけど。

質問する内容は、説明も受けたんですけど、調査をしてからどういうものができるかという事で伺いました。ただ、何パターンか完成形がある中で、どれが取れるか調査してみようということなら分かるんですけど、全くゼロの状態ですと取りあえず調査してみようということにはならないと思うんです。説明の内容をもう一度お願いしたいと思います。

建設課長（曾根 剛君） 今回予算に上げさせていただいている業務についてなんですが、芳井地区における賑わい拠点の整備を事業化するための検討調査を目的として、国の補助金を受けて実施するものでございます。今、検討調査をしていく上で、具体的な内容を決めていくということですので、まだ何かできてとか、そういったことは具体化されていないので、今の段階では説明ができないという状況です。

委員（多賀信祥君） 責めとるわけじゃないんですけど、その選択じゃったら、ひょっとしたら何もしないかもしれないという選択肢も僕らは受けてしまうんです。そうではないんだらうと思う。

例えば、賑わい施設というくくりの中で、商業施設なのか、観光と複合なのか、着地点があつてということなのだろうという想像なんですけど、取りあえず調査してみてというふうに聞こえてしまうと、それじゃ、何もなしのパターンもあるのかと思ってしまうんですが。

建設経済部長（岡本健治君） この賑わい拠点の調査なんですけど、一つには今、多賀委員さんが心配されているように、実は国道で芳井支所のすぐ東になりますけど、金比羅橋という橋があつて、あれが付け替わります。付け替わるときに、ちょうど今ある金比羅橋の北側に新しい橋ができるということで、実はあそこにあるJAの施設が全部かかってくるということになります。したがって、一つにはJAのスーパーが生活拠点の中にあつて、地域のほうからこの拠点を残してほしい。このお店を残してほしいという強い要望があるのと同時に、賑わいを創出してほしいという、こういう強い要望がございました。そういった中で、JAのほうも移転先があるのであれば続けよう。ないのであれば、もう撤退するというようなことも言われております。今、農協が統合に動いておられて、いろんな施設をもうこれから統合していきたいという気持ちを持たれておって、地域あるいは地域の自治体がそういう気持ちがあるのであれば検討しましょうということもいただいております。

したがって、そのスーパーが移転するにして、今度は経営が成り立つかどうかということもあります。規模も出てきます、どういった規模のスーパー。スーパーだけじゃ賑わいにならないので、並行して何かほかの複合施設が要るのかどうか。あるいは、公共施設もた

くさんあります。公共施設も、じゃ、賑わい拠点をするのであれば一部集約して行って、ほかの要らない公共施設を廃止するとか、いろんな考え方があると。どれが一番適合するかというのを専門家に分析していただいて、もしつくるのであればこのくらいの規模でこのくらい集約して、もし店舗を造るのであればこのくらいの規模というのを、経済であるとか、前を通る車の量からの分析であるとか、地理的な背景だとか、こういったものを全て調査分析していただけると。それをしていただいた上で、整備効果が図れないものはできないだろうと。整備効果をやって投資効果が十分見られるという調査結果になりましたらそれを進める。

では、進めるに当たって、例えると一財では非常に厳しいものですから、いろんな制度、補助金の制度を使おうとしたときに、こういうふうにするのであれば国の補助金が使えます。こういうふうにするのであればこういったものも、お金の財源を求められるよというような、そこまでも分析していただいて、モデル的なものを調査結果を出していただく。それで地元と合意ができれば、その後、今度は土地を測量して、そういったものを全部やって概略設計を起こしていくと。なので、非常にスパンが長いものですから、今、ここで予算計上しております、これが1年で完結するかどうか。当初予算ですから、今から言うのもあれなんですけどもし間に合わなかったら最終的に部分的な繰越しはあるかもしれませんが、なるべく早めに仕上げたいと。そういった意味で、どういうものが妥当であるか、できるかというのは、お答えできないというのはそういうことで、ただ1つ目の条件はそういうことがあるということでございますので、そこら辺のあたりからこういったものが妥当であるか、こういったものをつくれればいいのかというのを、これから調査してまいりたいというふうに思っております。

委員（山下憲雄君）　今の賑わい創出なんですけれども、反対の立場から話を持っていくのではないんですけれども、今、多賀委員がおっしゃるようにならないかも分らんと。3,000万円使った、何もしないかも分らんと。だけど、何かをするかも分らんとという話の中で、調査した結果、3,000万円の賑わいの定義が仮にあって、芳井地区のスーパーがなくなったからといって困っているんだったら、スーパーを造ればしまいのことなんですけども、プラス賑わい創出という、そういう拠点づくりをして、芳井に賑わいの場をつくってほしいという要請もあるから、そうするとどれぐらいの規模になるかとか、またどれぐらいなら採算が合うだろうとかいろいろのことであって、今、調査が終わらんことには答えられんよというようなお話なんですけども、議会の議決ということになると、私、いつも思いますけれども、あんたらも、うん言ったじゃないかという話になるわけですね、ここで、議会で。

その意味においてしつこく聞きたいんですけれども、要するに3,000万円の後ろに、

場合によっては6億円、20倍の何かが始まる可能性もあるわけです。あるいはもう10倍の3億円でも済む可能性もある。いずれにしても、想定される相当の億というお金がかかることは、イメージとしてはかかる。埋立てから、買収から、いろんなことを想定しますと。そうした、つくったものが、マーケットリサーチをする専門会社に委託されるんでしょうけども、採算が合わなかったらそこへ出店した人は出ていきます。そういうことを考えると、その拠点の持続性とかというのは、市がその後は管理運営しないといけないと。そうすると、出来上がったものが採算に合わなくなって、誰もいなくなって静かな、賑わいでなくなって失敗する。そのケースも市が責任を負って管理をしていく。建物ができたらメンテナンスするといったようなこともあるわけですから、そういった意味では、何かとにかく調査してみないと今のとこ何も言えんのですがといったような説明では、非常に我々もストレスがたまると思っています。

ですので、せめてこの3,000万円の使い方の内訳ぐらいは説明していただかないといけないんじゃないかなと思うんです。3,000万円というのはどういうことで3,000万円になったんだと。何かないと、ただ3,000万円は出てこないんじゃないかなとは思っています。そこらあたり、いかがでしょうか。

建設経済部長（岡本健治君） 3,000万円の内訳ということですが、大きく3,000万円の中身を申しますと、実は6点ございます。その6点を全部やり切ったら3,000万円という話になってくるんですけども、先ほど触れましたが、まず1点目として拠点整備に係るデータ収集ということで、先ほど言ったいろんな経済的な分析をやって、そのうちにこういった事業をやっていいかどうかというのをまず分析いたします。それがまず1点。

それから、もう1点は、その次に始まってるのが、整備効果、整備をしたときにどういった効果が生まれるか。効果がないものに投資してもいけませんので、その効果の検討をするものがございます。

それから3点目は、今度は、ここからは水道になってくるかと思いますが、もし整備をしたとして、運営を行った場合にいろんな、例えて市の役割であるとか、先ほど農協の話もしましたが、JAの役割であるとか、いろんな役割の中をどういうふうに整備したらうまく運営が将来にわたっていけるかという、その組織的な検討も入ってまいります。

それからあとは、今度はハードになります。規模の問題になってきます。駐車場でありますとか、休憩施設、それから情報発信施設とか、そういったもののいろんな施設の規模を決定していく。

それから、概略設計、費用、それがどのくらいかかるかという費用の積算。

それから、最後に、具体的にやるために地形測量、この後は現地測量になりますけどもであ

ったり地質調査、ボーリング等、こういうのをやっていくという段階になりますので、ですから全部通して終われば3,000万円の見込みでいくと。だから、途中で駄目だと言っただらもう進路を変えないといかんで、一個一個分析する中で判断を一個ずつしていく。ですから、3,000万円イコールいきなり3,000万円投資して、はい、駄目でしたということにはなっていないと思うし、だからそのあたりは国交省のこれは補助事業ですので、国交省のほうもそれでは駄目だというのは見えておりますから、そこと連携しながら一点一点、ワンセットずつ進めていくという形になろうかと思えます。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。

我々はそういう、思うのに、これまで駅前とか、新町とか、いろんな場で賑わいという言葉が市は使ってこられています。そうすると、中途半端に、おい、また今度は芳井で賑わいかいと。こういう単なる市民の一般的なご質問に、的確に回答する責任があると思うんです。そういった意味で、これはもうお願いなんです、目線というのは継続性。この事業は造った後続けていけるのかという目線。それから、ビジネス目線。そこへ出店してくれる人がいるのかと、その場に。芳井の人らが。この目線。それから、最後に、これは国庫予算ということで、国の経費と言えれば軽く気がなりますけども、自らの自主財源、自分の金でやるんだとなったときには、もっと慎重に僕はなると思うんです。そういった意味で、さっきからずっと国の仕事がどうもいかげん、詰めがなっていないように思っておりますので、ぜひ、この3,000万円の内訳も、きっちり我々にもまた経過を示していただきながら、進めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

建設経済部長（岡本健治君） 慎重に進めてまいりたいと思えます。

委員（山下憲雄君） お願いします。

委員（柳井一徳君） 関連してお伺いいたします。

今朝の新聞に呉市の例が出ておりました。公園跡を利用して道の駅を造ったらどうだっていうことで、調査会社を8社、8事業者に調査を依頼してリサーチをしたと。それぐらいの慎重さが無いといけないと思うんですが、この3,000万円というのは、今ご説明いただいた6つの過程をクリアすれば3,000万円でやると。これは1社でやられるんですか。

建設経済部長（岡本健治君） そのあたりも、国のほうも専門がおりますので、話をさせていただきながら、こういった方法がいいのかも含めて検討していきたいと。例えて言えば、現地の調査測量であるとか地形測量、こういったものは、もうそれは市内の業者でも十分できるかと思えます。これは測量するだけです。ボーリングについても地質調査ですから、それもできる者もいっぱいおると思えます。

なので、今言った業務を全部まとめて3,000万円一括で出すんじゃなくて、そこの辺

はしっかりそれぞれの専門分野がございますから、そういったところで対応をしていただけるのではないかなと。そういった方法で進めるほうがいいのではないかなということも含めて、指示というか、指導を仰ぎながら、私もこれは初めてですので、国はたくさんの国内での経験を持たれておりますので、事例がございますので、そういうところを踏まえて、指導をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

委員（柳井一徳君） いろいろ地質調査であるとか、そういった各専門で入ってくると思えます。

私、一番心配しているのは、山下委員もおっしゃられましたけれども、まずリサーチ、市場調査ができていますかどうか。本当に採算が取れると踏んでの計画なのかという、これはもう、今、山下委員おっしゃられました、我が金でやるということになれば損はしたくないわけですから、勝ち目がないものには勝負を挑まないっていうのもあると思います。ですから、もうそこら辺のところの慎重さというのが、今の3,000万円、ぽんと出せばできるわってというような簡単なものではないのではないかと。

ただ、背景的なものは分かります。金比羅橋を付け替える。それから、マーケットが、芳井町民にとっては大切なものがなくなると困るという、そういうのを、複合的なものを考えてのことであるということは、今、部長の説明の中であつたので多少は違うわけですが、場所的なもの、それから特産品が、売りがあるものを売場でできるのか。そういうふうな特徴のあるものを、今後、もし進んでいくということになれば、そういったことが大切になってくると思いますので、十分に後々のことを考えた上で取り組んでいただきたい。

建設経済部長（岡本健治君） そういったことに配慮しながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（三宅孝之君） 245ページの新しい、新規のデジタル採点システムの導入です。

これ、中学校だけなんですけども、私のほうも中学校の方にお聞きしたら、とても便利ということで、もう、いつ入るかなというふうに思っていたので、よかったなというふうに思っています。小学校のほうは使えないんですか。小学校のほうはどんなでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 小学校のほうについては、今は考えておりません。

委員（三宅孝之君） そうですか。

中学校の先生のほうも、これがあつて随分助かるという、ほかの中学校の方、お聞きしていますので、ぜひ小学校のほうもこういうものがあれば先生方の負担も軽減されると思いますので、増えたらなと思って意見を言わせていただいております。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

委員（三宅文雄君） 先ほど281ページの委託料で、設計業務委託料ということで美星の設計業務委託料ということが出たんですけれども、美星はもう公民館はできたんじゃないですか。

委員（宮地俊則君） B&G。

委員（柳井一徳君） 海洋センター。

委員（三宅文雄君） 海洋センターと言った。ほんまかな。すいません。ほんなら、聞き間違いです。

委員（宮地俊則君） 272、273の県立井原高校の南校地跡地の活用について、編成概要では20ページの一番下にありますし、先般の全員協議会の資料も踏まえて何点か質問いたします。数字もお聞きしたいと思っておりますので、あらかじめお尋ねすることを聞いて

ておりますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、南校地校舎のそれぞれの建設年と耐用年数をお尋ねしております。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 南校地の建物の建設年及び耐用年数ということでございます。

まず、岡山県の個別施設計画によりますと、主な建物として8棟上がっております。

まず、1つ目の本館でございますけれども、建築年が1984年でございます、耐用年数が47年ということでございます。

2番目、2つ目といたしまして、普通棟、こちらは1983年、耐用年数が47年となっております。

3つ目、特別教室棟でございますけれども、こちらが1980年建築で、耐用年数が47年、同じでございます。

4つ目の建物といたしまして、実習棟、こちらが1962年ということで、耐用年数47年ということでございます。

5つ目、実習棟、こちらは建築年が1989年でございます、耐用年数が47年。

引き続き6つ目、また実習棟でございますけれども、1993年が建築年でございます、耐用年数が34年でございます。

7つ目、体育館でございますが、建築年が1977年となっております、耐用年数が34年。

最後に、武道場、こちら建築年が2000年となっております、耐用年数が34年のように、岡山県の個別施設計画で上げられております。

委員（宮地俊則君） 全部丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

一番初めにお答えいただきました本館が1984年で47年ということは、もうじき耐用年数が来ると。実習棟で、1962年で47年と、これはもう耐用年数を過ぎているということでございます。そういうのが幾つかあるようで、体育館はこれはまた2011年に終わっているということです。分かりました。

引き続き、譲渡を前提として今回の話が進められているということではありますが、何点かお聞きします。

仮にこの校舎を解体、撤去する場合の概算総費用は幾らぐらいになりますか、これもお願いしておりますが。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 解体撤去する場合の概算の費用というお尋ねでございますけれども、今後、活用方法を検討するということで計画しております。ということで、現時点での解体撤去する費用については、申し訳ございませんが、積算したものはございませ

ん。

委員（宮地俊則君） 主に私がお聞きしたいのは、本館、普通棟、特別教室棟2棟、こういった大きな4階以上の建物、これらの撤去費用はかなりかかるかと思うんですが、試算するおつもりはありませんか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 今後、活用について検討することとしているということでございます。その中で、全て解体するということであるとか、この建物を利用していくという考え方もございます。検討する中で、建築の方にも検討のメンバーに入っていただいて、専門的な見地もいただきながら検討していければと考えております。

委員（宮地俊則君） 活用していこうという前に解体撤去の話をして、なかなか聞きづらいかと思いますけども、1棟、下手すれば1億円かかるのではないかなど。それ以上かかるのではないかなという思いをしております。これは、まだしていないということで結構であります。

続きまして、引き続き。

後々、これが不要というか、要らなくなったといった時点が来た場合、この寄附を受けた跡地を時価相場で分譲を可能にすることはできるとお思いですか、これも通告しておりますので。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 寄附を受けた跡地を分割で売買が可能かということのご質問でございますけれども、現在、県から譲渡の条件といたしまして、井原市が公益のために活用することという条件で示されておりますので、そういった中では、分譲目的ということでは公益のためという県の条件ではございませんので、分譲とかそういったことは、県の条件から受けられないと考えております。

委員（宮地俊則君） 改めて確認いたします。

譲渡を受けた後は、井原市で処分することはできないということによろしくお願いしますね。いま一度確認させてください。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 現在、県から示されている譲渡の条件を考えますと、分譲というのは難しいと考えております。

委員（宮地俊則君） 引き続き、もう一点通告しておりますが、検討委員会のメンバーの内訳、詳細、お願いできますか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 検討委員会のメンバーということで、詳細はというお尋ねでございますけれども、現時点で具体的な委員の構成メンバーというのは決めておりませんが、スポーツや文化、商工、まちづくりやひとづくり、福祉、各種団体、関係者のほか、先ほど申し上げました建築の専門家も交えて、幅広く想定をしております。

委員（宮地俊則君） ありがとうございます。まだ、全く決まっていないようです。

ここからお尋ねしていきたいんですが、本会議で同僚議員の質問もありましたので、重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

先ほども言いましたように、全員協議会の資料と説明では、令和4年12月13日に井原市から県教委に要望書が出されております。その内容はお手元にあるかと思うんですが、市立高校や新体操競技活動の場を閉鎖後も確保云々とあります。そして、本会議では、この4月からの南校地跡地借用により、市立高校体育授業、県立井原高校部活動、新体操競技で活用したいと考えているという答弁でございました。

昨年、県教委に要望書を出す前に、この件について市立高校や井原高校には意向を尋ねるなど協議されたことと当然思うんですが、いつ協議されて、学校側はどのような考え、意見が出されたんでしょうか、お尋ねします。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 市立高校につきましては、県からそういった譲渡に係る打診の際に協議を実施しておりませんが、県立井原高校についても県教委のほうから、令和5年4月以降、南校地は使用できないということで、部活動の活動の場の確保について相談がございました。

委員（宮地俊則君） 市立高校のほうとは全く協議されてないと。意向もお尋ねしていないと。要るか要らないか、使うか使わないかも。

それと、今、井原高校のほうには県教委からそういう話があって、南校地が使えなくなりますよということのようですが、市側と県立高校との協議というのはされていないのでしょうか。どうされますかとか、そういった協議は全くされていないのでしょうか。意向は踏まえて県のほうと対応されたんじゃないのでしょうか。違いますか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 失礼いたします。県立井原高校と協議をしたかというお尋ねでございますけれども、県立井原高校については、先ほども申し上げましたとおり、今後、南校地が使えないということで、部活の活動の場の確保について相談がございました。

委員（宮地俊則君） くだいようですけども、県立井原高校のほうから、それはもう当然、部活動の活動の場がなかったら困るんですけども、これをぜひ使わせてくれという意向のお答えがはっきりとありましたでしょうか。校長、その他関係者のほうから強い要望がありましたでしょうか、確認させてください。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 県立井原高校のほうから、部活動の活動の場所の確保について要望がございました。

委員（宮地俊則君） 部活動いろいろありますけども、新体操以外の部活動も含めてでし

ようか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） おっしゃるとおりでございます。

委員（宮地俊則君） 分かりました。ありがとうございます。市立高校とは協議されていないのに、ここに市立高校のことが編成概要にも載っているのが、誠にどういうことなのかなという気がいたしますが、それは結構です。

委員長（佐藤 豊君） 次の質問に移ります。よろしいですか。

訂正があったら。

文化スポーツ課長（高田知樹君） すいません。申し訳ございません。井原市立高校とも、部活動や授業の場について協議をいたしております。訂正します。申し訳ございません。

委員（宮地俊則君） さっきと全く違うんで、協議してされたということで、市立高校の意向はいかがでしたでしょうか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 市立高校といたしましても、現在、グラウンドのほうを部活動や体育の授業で使用しております。また、体育館につきましては、現在、井原体育館のほうを借用して使用しておりますけれども、井原高校南校地のほうがより利便性が高いということで、そういったことを含めまして、市立高校についても、南校地の体育館やグラウンドについて使用をしたいというような話を、協議をさせていただいております。

委員（宮地俊則君） ありがとうございます。

それでは、次に、新年度予算で跡地活用の事業内容として、今言われました市立高校の授業、部活動での有効活用というふうにおっしゃられております。今、体育館とかグラウンドとかの話があると思うし、教室棟3棟、本館1棟、これら校舎の有効活用、具体的にはどのように使われようとしているのか。今言われた市立高校、それから県立井原高校、教室などが足りなくて困っておられるのでしょうか。どのように有効活用されようと、特に校舎、本館、教室棟、考えておられますか。

文化スポーツ課長（高田知樹君） 現在のところ、校舎の利用については考えておりません。現在、使用を考えているものにつきましては、体育館、武道場、グラウンドでございます。すいません。あと、弓道場もでございます。

委員（宮地俊則君） ありがとうございます。

これは、全協や一般質問でもありましたが、譲渡までの期間は無償借用で可能だが、その期間は示せないと本会議で答弁されておられます。また、無償借用してみて、譲渡を受けることが適当でない、必要ないと判断された場合は、検討期間の後、県にこれらの借用を解除できるのかという、本会議でもその質問がございましたが、県とは将来の譲渡が確約されたものではないという、意味不明な答弁でありました。この件について、県と明確な確認は

されておられますか。

教育次長（唐木英規君） 本会議のほうでも、私のほうからご説明をさせていただきました。

あくまでも、今後、無償で借り受けるというような話でたちまちを進めているわけですが、現段階、今、高校生等が活用されているので、令和5年度も引き続き使えるように、令和5年度においては借り受けるための維持経費を予算計上させていただいているわけですが、県との話の中で、現段階の話の中では、あくまでも譲渡を受けることが前提ですよという話をいただいているのが実情でございます。

委員（宮地俊則君） 同じ答弁であります、譲渡を前提ということでもありますから、要らなくなったときの返還、返却の確認はしていないということだと思います。

それで、この無償借用というのは、県からすればこれは無償貸与になるわけですが、普通ではあり得ない極めて異例な措置と申しますか、対応だと聞いております。通常ですと、井原市がこの土地の譲渡を受けるか、あるいは全協の資料にありました、③の県が競売等で民間へ売却と、この二者択一が普通であります。当面、無償借用にした、こういう形にしたのは、県が、本当に異例なんです、井原市が本当に必要としているのか、この跡地を。言い方を変えますと、あれだけの土地建物を有効活用、使いこなせるのか、計りかねているんじゃないかなと私には思えてならないんです。ですから、この無償借用をこのたびされるということでありましたから、それはそれで結構であろうかと思っておりますので、2年とか3年とか期間を定めて、そして、その時点で不要となれば県に返還、返却できるというような確約をきちんと取っておくべきではないかなということを申し上げたいと思うんです。

この県の予算は無償借用の管理経費ですから、私も反対だというものでは決してありません。しかしながら、今現在、少子化がどんどん進む中で、高校再編がさらに加速しようとしております。井原高校もこのたび、大きく定員割れをしております。5年先がもう全く読めないといったような状況にもあります。そうした中で、今回のこの南校地の跡地活用の件でありますけれども、これまでこの跡地の活用、有効活用の説明がほとんどなされておられません。

私はなぜこんな突っ込んだ質問をさせていただくかということ、むしろ将来、譲渡を受けて使った場合、解体撤去する場合の莫大な費用負担が井原市にとって大きな負の遺産になるんじゃないかなということを危惧するから、このたびお聞きしております。このたびのこの管理経費は400万円ほどのものですが、譲渡を受けるとなれば4,000万円近いものになる。しかし、今度これが不要となった場合に、井原市がウン億円の解体撤去費を負担しなきゃいけない可能性もあろうかと思うんです。

話は変わりますが、地方自治法で自治体の財産の取得と処分について規定されております。同様に、議会におきましてもその責務として規定されております。その説明は、一定の大きさを超える財産の取得は地方自治体にとって重要な経済行為に当たるものであることから、その財産取得の価格の適否、必要性などについて議会が審査することと説明されております。

それともう一点、私の認識では、自治体は明確な目的のない財産の取得はできないとこれまで認識しておったんですが、私の認識が間違っているのでしょうか。ほとんどの質疑で、今後、検討委員会で検討しますというご答弁がずっと続いておるんですが、本来はもっと具体的な有効活用の青写真があって十分な説明があってこそ、初めて議会としてその適否の判断が可能となるんじゃないかと思うんです。4,000万円弱、思っていたより安く、これは寄附云々で安いんでしょうけど、思っていたより安く買えそうだからとりあえず買っておこうかというのは、私はいかがなものかなと思います。

ちなみに、このとりあえずというのは、全協で市長が使われた言葉で、とりあえず譲渡を受けると。本会議では、差し当たって譲渡を受けると言い方をされております。この点、いかがでしょう。

教育長（伊藤祐二郎君） 県立高校等が跡地となった場合に、それを自治体が譲渡を受けるかどうか。実は他の例を見ますと、先ほど宮地委員も言われましたように、数年かかっているケースが多いです。その間は、借用もしないというのが実は一般的です。これは、自治体が借りても使用がまだ何も決まっていない。そういった状況ですので、跡地になったまま、ある意味、県の持ち物としてそのままになっていると。ところが、今回の南校地につきましては、実際に市立高校の授業や部活動、それから県立井原高校の新体操であるとかその他の部活動、また井原市の新体操のクラブ、そういったところが、そこを使用しないと練習場所やそういったものが確保できないということから、跡地になってすぐ借用するという形になっています。

本来であれば、先ほど言われましたように、跡地になって、その跡地をどう活用していくか、しっかりとした計画を立てて譲渡へ進むべきだろうと思います。それについては、全く同じだと思っています。ただ、南校地の特別な理由としては、その後の使用ということがあるということで、借用という形を取らせていただいているということでございます。

委員（宮地俊則君） 教育長からのお話もいただきましたけれども、借用して使うというのは、今のところ、体育館と武道場とグラウンド、さらに弓道場、それだけですよね、今の。あとの教室棟、本館、特別棟、普通棟、全く必要かどうかも分からない。使用目的も決まっていない。これから検討します。その検討委員会のメンバーもこれからだと。我々ほど

う判断していいのか。これで採決して、先ほど言いましたように、400万円が4,000万円になり、ウン億円の将来の負担になったときに、説明がつくのだろうかということに危惧するわけです。

じゃ、それはもう押し問答になりますからこれ以上は申し上げませんが、先ほど申しました一定期間、2年なり、3年なりと聞きましたが、聞くところによれば、1年無償借用期間がという話も聞こえてきているんですが、どれぐらいの期間を思われているのかということが1点。

それと、先ほど言いましたように、その期間の終了したときには、譲渡を受けるか、あるいは返却するかということが県教委に対してははっきり言えるかどうか、この2点を明確にお答えいただきたいと思います。

教育長（伊藤祐二郎君） 期間については、しっかりとした検討をするということで、この場で1年とか2年とかというふうな期間を切ってということは、申し上げにくいのかなと思っています。数年かかるのではないかなというふうなことを思っております。

それから、その期間が決めてあるのかどうか、このまま何年か検討した。仮に譲渡を受ける、受けないということに関しましては、先ほど宮地委員も言われましたように、予算が伴うものでございますし、財産取得というようなことになります。そうすると、当然、議会の議決をいただいてというふうな運びになってまいりますので、その時点では、譲渡を受けるということであれば、こういう計画でこのような利用をするということでの説明をした上で、予算なり、財産取得といったことで議会へあげていくという形になっていこうかと思っております。

委員（宮地俊則君） 私が尋ねたことにお答えになっていないように思います。

期間をここで何年と言っていたら一番いいんですが、それは今の答弁ですと、言い方は悪いですが、分かりやすく言うと、無償借用をずるずるずるずるといければ、これが私も一番いいのかなという思いもします。しかし、それは恐らく県教委のほうも許してはくれないだろうと。どこかでけじめをつける必要があるのではないかなということ。

それと先ほど、そのときに譲渡を受ける、有効活用を示してと言われるんですが、それならいいんですが逆の場合、不要となった場合に県教委のほうに対して要りませんと。ですから、これは返却しますということが必ず言えますと言えるのかどうか、そういう確約を取っておつもり、決意があるのかどうか、それをお尋ねしております。再度お願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） いろいろと、宮地委員さんご心配をいただいております。それこそ、本当に負の財産になりかねないということは、我々も十分承知をした上でございます。

今回の譲渡を前提とした無償借用について、最低限の維持管理費を計上させていただいておりますけれども、宮地委員さんのほうからは、ちゃんとした計画を立てていないうちというご指摘をいただいておりますが、そういった計画を立てるだけの期間が与えていただけなかったということがまずあります。その反面、4月1日から井原高校なり、井原市立高校の部活動なり、授業の場所もなくなるということも、我々の判断、縛られたところでございます。そういった中で、4月1日からの井原高校、井原市立高校の授業並びに部活動の会場確保のために、譲渡を前提とした無償の使用貸借契約ということを検討させていただいたところでございます。

それで何年かかるか、2年とも、3年とも、今、この場では申し上げにくいところがありますけれども、検討した結果、有効な活用方法が見られないという判断ができた暁には、断らざるを得ないと思っております。

委員（宮地俊則君） 副市長からも、将来の負の遺産になりかねないと、その心配はしているという言葉はいただきましたが、本当にそれは危機感を持って、その場のときにどうするのかということを考えていただきたい。

それと、断る決意は、今副市長のほうから、要らないと判断されたときには譲渡を受けないということ、これを県教委のほうにも改めて取り決めをしておく必要があるかと思えます。期間は、もうそれはいつまでも結構であろうかと思えます。

ただ、一つ申し上げたいのは、先ほども言いましたように、体育館、武道場、グラウンドはいかようにも使えるかと思えますが、教室棟、先般もエアコンがついているのか、何室あるのか把握されていない状況で、これから生徒も減っていく中で、およそあれを有効活用する手だてが私には思いつかないんですけど、検討委員会で検討と、メンバーも検討ということですので、しっかりとした5年先、10年先を、市長もいつも言っておられますが、足元を見て、将来を見越して計画を進めていっていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

委員（多賀信祥君） 同じ件で1件だけ、すいません。

そもその確認で、要望書が出ておるんだと理解しております。どの団体から、いつ、そして内容を聞かせてください。

教育長（伊藤祐二郎君） 要望書は、跡地にしてしまうのではなくて、そこを市立高校の授業とか、新体操の練習の場として確保してほしいという要望を、市が県に対して出しているということでございます。

委員（多賀信祥君） よく分からんのが、じゃから井原市は市民なり団体から、何も要望書が出ていないのに、進んで動いているということですか。

教育長（伊藤祐二郎君） 要望書という形でということではなくて、先ほど言いましたように、県立高校のほうからは、新体操の練習の場所、それから部活動の練習の場所っていうのが、跡地となるのでなくなるというようなことで、例えば市のどこかの施設が使わせてもらえるんだろうかということも含めての相談があったということで、要望書が出たとかということではございません。

委員（多賀信祥君） 団体としては、県立井原高校のまあ校長先生なのか、だけですか。ほかの新体操の関連の団体からは出てない。

教育長（伊藤祐二郎君） それから、特に市のほうへということではございません。

委員（多賀信祥君） 説明では、新体操のクラブ等とたしか言われていたんですけど、よく分からんようになってしまうんですけど。結局、確認で、要望書は出ていない。いろいろ団体の名前を教育長挙げられたんですけど、個別で言われているだけ。言えば、立ち話でも要望になるじゃないですか。正式に何かあるのかという裏づけを知りたかったということ。であれば、要望書が出ていて、例えば新体操の練習の場の確保をしてくれという具体的なものがあるんだったら教えてくださいという意味だったんですけど。

教育長（伊藤祐二郎君） 県立井原高校のほうからは、校長のほうが市長のほうへ、県教委のほうからは跡地としてなったところを使用することはないと言われているので、練習場所がなくなってしまうということについて相談があったということではございます。ということとは、それは井原市に何とか練習場所の確保がしてもらえないかということだというふうになります。

委員（多賀信祥君） 正式に文書ではない。また、してほしいことも列挙されていないものですね。結構です。

委員（上野安是君） 確認というか、最初からそうなんでしょうけど、譲渡前提の無償貸付けを今回思われているということに変わりはないですよ。譲渡前提ですよ。ちょっと確認を。

教育長（伊藤祐二郎君） そのとおりでございます。

委員（上野安是君） 途中、その辺がぐらぐらし出したというか、我々のほうがぐらぐらごまかされ出したんか分かりませんが、譲渡前提で負の遺産というか、それをどう抱えるかというような心配を、するか、せんかみたいな話になっているんですけど、もう一度、今確認をしたので、譲渡を前提で今回無償貸付けをするかしないかの、今、お金がここで俎上へ載っかっているということで、委員の方は理解をしましょう。

委員（多賀信祥君） 副市長は、断ることもということ。

副市長（猪原慎太郎君） 断ることもできるということを使うのは、少し、県教委からし

てみれば約束破り、ルール違反と言われると思いますけれども、ただ検討した暁に、もう譲渡を受けられないということになれば、もう断らざるを得ないことだと、先ほど申し上げました。

委員（西村慎次郎君） 同じような関連質問になるんですけど、まず要望は井原高等学校からだけということだったんですけど、井原高校の部活動の場所の確保っていうのは、井原高校もしくは県教委が責任持ってすべきだと思うんですけど、それを井原市が先頭に立って動いているように見えるんですけど、そこはどのような協議になっていますか。

教育長（伊藤祐二郎君） 今言われたとおり、まず井原市としても、県立高校の部活動ではあるし、そこを使っていれば市立高校も授業等で使えるしということで、ぜひ、そういうふうにしてほしいという要望を市から県のほうには、出しました。ところが県のほうからは、跡地となったところを県立学校として使うことは考えてないという回答がありました。

委員（西村慎次郎君） そしたら、今の井原高校の新体操部はどうすべきだというのが県教委の考えなんですか。

教育長（伊藤祐二郎君） 学校のほうが自分たちで探しなさいというのが、県教委が県立井原高校に対して言っていることだと思います。

委員（山下憲雄君） 本来、県と市の関係なんですけれども、一番困っているのは県だと思うんです。県、困っているのは。要するに、学校が廃校になって、この学校をどうするかという大前提があるわけです。廃校になったところに建物が、先ほどの話、何棟かいろいろあると。これをどうしようかと思っているのは県なわけですから、あくまでも所有者は県なんです。それに井原高校の我が井原市が誇る新体操クラブがあって、それじゃ、使わせてもらわんと困るなど、こういう話が出てきているということですね。

それを借りるのはいいけども、将来買ってくれるのが前提だよと、こういうことを今、約束したのか、しようとしているというような条件ですが、我々が要るのは今のところ、新体操の練習場を確保できたら解決する話ですね。そうすると、ほかに余分なようなものが建っているのは、県のほうで、邪魔にならんように練習しますから取り壊してくれとか、勝手にというふうなことを時間の中でやっていただいたらいいと思うんです。そういうことを進めながら時間が来ましたと。もう、いよいよここも取り壊しますよというときには、はい、分かりました。いつでものけますから、その間は借用で貸してくれと。それが5年たったら四、五、2,000万円かかりますけども、買うよりは安い。10年たっても安い。

こういうことですから、副市長がおっしゃるように、人口の衰退とか井原高校の将来を考えたときにも、買うということは負の資産を抱えることが大変心配だというのは、副市長も同意見を持っておられるわけですから、あえて今回の借用、貸借契約の中に、譲渡云々とい

うのは外してくださいねということを県に今申し上げておかないと、様子見て使うなり、三、四年使っというて、いやいや、そんなこと今頃言われたら困るよと、こういうふうに持っていくほうが、我々の、市側としては、県に対して失礼だと思うんです。そうしますと、県は次の借用なり、貸す相手とか活用の方法は民間に売却するなり検討しますから、井原市の10倍の力で民間の利用者を探すなりすると思うんです、当然。必要な、遊ばせていたら、草が生えていますけど刈ってくださいねって言っているほうが得すると思うんです、地元としては。そこは常識人ですから、そんなことを言うんだったら体育館も貸せないよということ、県の教育委員会の常識の範疇だと思うんです。貸すと思うんです。

だから、そういう契約の仕方が一般じゃないでしょうか。

委員（多賀信祥君） 今、山下委員言われたので、例えば賃借料を払うとしたらお幾らなんですか、1年間。そしたら、譲渡前提というのが取れると思うんです。

教育長（伊藤祐二郎君） 譲渡を前提としないで借用ができるかっていうことだと思うのですが、実は、そこについてはなかなか難しいのではないかなと思っています。

今、県のほうから示されているのは、譲渡する場合も部分的なものではなくて、一括譲渡ですよ。譲渡を決定する前提にであれば、無償で貸すことができます。貸す場合も、一部ではなくて一括ですというところが、現時点で県との協議をしている内容でございます。

委員（多賀信祥君） 借用、賃料を払うっていうのは確認をされたんですか。いや、というのが、県はそう思うと思うんです。という回答だったので、確認させてください。

教育長（伊藤祐二郎君） 今、先ほどから言いましたように、県との協議の中では、譲渡を前提とするならば無償貸与をしますということであって、もう譲渡は前提としません。その代わり、有償でもいいですからということの協議をしているかということについては、そこはしていません。

ですから、それを県と協議したときに、それじゃ、有償でも貸すことはできませんと言われるのかどうか、そのところについて確認はできておりません。

委員（多賀信祥君） 例えば予算の修正で賃借料をプラスするという僕らの選択肢がどうしてもないので、今から確認できますか。

副市長（猪原慎太郎君） 今からというのは、この場ですか。

委員（多賀信祥君） というと、上野委員言われたように、譲渡を前提としたというのがずっと残ってしまうと。一番いい落としどころでいうと、新体操の練習の場の確保ということは課題として大きくあるわけで、それをどうして僕ら大人が解決していくかということなんですけど、譲渡を前提というところが私は引っかかっているし、そこを解決する上でいうと、有償で借りるということは、僕は確認しとくべきだったと思います。それについてどう

思われますか。

教育長（伊藤祐二郎君）　　そういう方法について、なぜ確認していないのかということなんですけど、県のほうとのやり取りでは、譲渡前提ということなら、一括で無償貸与しますよってというのが条件であったというふうにその時点で捉えましたので、借りるってことこの条件の中に、県としては、譲渡前提ということが条件でないと貸してもらえないんだというふうな理解をしたところなんです。今言われたように、もう譲渡を前提とせずに、有償でいいから貸してくださいということの確認というのはできていません。

〈休憩〉

教育長（伊藤祐二郎君）　　先ほど有償ということでの確認ということなんですけれども、県教委としては、譲渡を前提としての無償貸与以外はないと。有償での貸与というのは、できないと。

委員（多賀信祥君）　　要望書は出てないですね。要望された方が明確にいらっしゃると。その方は何億円も投資をして、それでも望まれていると考えられていますか。井原市が何億円の負担もかかると。この要望一つに対して、それを正しく理解して、さらに要望されると思いますか。

副市長（猪原慎太郎君）　　推測の話になってしまいますけれども、恐らくそんなに数億円もかけて、井原市が払ってでも、練習会場を確保してくださいというところまでのことを言われてないと思います。

要は、4月1日からの練習会場、井原高校は岡山県立井原高校で、岡山県教委が同じものだと私は思っていましたけど、実は話をしていくにつれ、全く違うものだということが分かりました。県立井原高校は練習会場に困っている。だから、何とかしてほしい。でも、岡山県教育委員会は、それは学校で考えなさい。私たちは貸しませんという話であります。

委員（坊野公治君）　　すいません。今、井原高校の部活動に意見が集中していますけれども、例えば井原ジュニア新体操クラブであったり、そういったところの練習会場もあると思いますし、現在は倉敷芸術科学大学の練習会場ともなっていると思います。ここで先般のSNSでも、倉敷芸術科学大学がマットを購入されて、井原の南校地だろうと思うんですが、体育館に入れられているという話の中で、例えばこのたびこういったことが、もし仮にこれがうちの議会で否決された場合には、倉敷芸術科学大学、練習会場なくなりますよという話は、大学とそういうふうな話をされているのかどうか、その辺はどうなんですか。井原市が倉敷芸術科学大学と、もしここでうちのここの2月議会での当初予算が否決されれば、倉敷

芸術科学大学にとっての練習会場もなくなる。そういう話をされているのであれば、マットはその後で購入されると思うんですけども、そのあたりはどんなんですか。

教育長（伊藤祐二郎君） 井原市から倉敷芸術科学大学のほうにそんなふうなことを言っているっていうことはありません。

委員（坊野公治君） すいません。ちょっと確認させてください。

今、マット自体は北校地の体育館に入っているんですか。南校地の体育館に入っているんですか。

教育長（伊藤祐二郎君） 南校地の体育館と聞いております。

委員（坊野公治君） 今、ずっとこう皆さん議論されている中で、恐らく皆さんの腹の中にあるのは、練習会場は維持というか、練習場は確保してあげないといけないなというのは、多分ここにいる議員さん思われていると思います。

そうした中でさらに懸念するのは、そこにおいて先ほどから議論が出ている、将来的な負の遺産を井原市が抱え込むことがどうかということであれば、逆に言えば、今日のこの議論とずれるかもしれないけど、練習会場だけをどっかに確保できれば、市立高校の体育館とグラウンドはもうちょっと置いといて、例えば新体操の練習会場をどこかに確保することができれば、まず一つの問題が解決できるのではないかなと思うんですが、そういったことを検討された経緯というのがありますか。

教育長（伊藤祐二郎君） 新体操の練習会場ということになると、マットをどうしても敷くことになります。そうすると、毎回マットを敷いて、マットを片づけるということはできませんので、場所を占有してしまうということになります。そういったのが、今、井原市の体育施設の中であるかという、これはないっていうふうに、そのところは検討しました。

委員（坊野公治君） とりあえず、よろしいです。

委員（西村慎次郎君） 市の施設ではないということだったんだけど、北校地には体育館もありますけど、格技場って北側にあったと思うんですけど、そこは今、別の用途に使われているんですか。高さが足りないとか、何か施設的に難しいのか、そのあたりはどうですか。

教育長（伊藤祐二郎君） すいません。北校地の格技場を新体操の練習場になるかならないかっていうことについては、市としてそこを検討はしていません。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第65款公債費及び第80款予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員（西村慎次郎君） 1点お伺いします。

中学生の部活動の地域移行ということで、検討会議を進められていると思うんですけども、令和5年度から7年度に3年間かけて、土日については地域移行ということで進められていると思うんです。予算上、上がってきてないところを見ると、令和5年度では地域移行する部活動はないという理解をすればいいのでしょうか。

教育長（伊藤祐二郎君） 地域移行の一つの形として、部活動指導員という方法があると思います。これにつきましては、まだ県のほうからの結果が示されておりませんので、例年、部活動指導員については補正対応というふうにさせていただいておるところでございます。

委員（西村慎次郎君） 生き生きクラブであったり、民間のクラブであったりっていうところへの移行は、現時点ではないということによろしいですか。

教育長（伊藤祐二郎君） 今、現存する地域クラブを活用しての土日の移行というのを今検討しております。部分的にはできるところもあるかもしれませんが、予算的には計上しておりません。

委員（柳井一徳君） 70周年記念事業についてお伺いをいたしますが、子ども議会を10月か11月に予定をされていると。この子ども議会委員の総勢人数としては、本会議場は20名ぐらい議員席があると思いますが、人数は何名というふうに予定をされておりますか。

総務部次長（西村直樹君） 子ども議会について、人数についてのお尋ねですが、参加は小学生、中学生、高校生なんですけど、まだ入替えをしながらの開催を検討しているところでありまして、人数のほうは、確定は今現在検討中でございます。

委員（柳井一徳君） 人数は検討中、小・中・高と今、部長のほうからお話がありましたけれども、これは小学生が何名、中学生が何名、高校生が何名というふうにこれから検討していくということですね。

教育次長（唐木英規君） そのとおりでございます。

委員（柳井一徳君） 中学生、高校生になれば主権者教育の一環ということもあると思いますし、また各小・中・高、それぞれ教員の方が引率して本会議場へ入るんですか。授業の一環になると思います。10月、11月。まず、そこは平日行うのか、土日に行うのかということもあると思うんですが。

総務部次長（西村直樹君） 開催日につきましては、現在、土曜、日曜日のあたりで調整を考えているところであります。

委員（柳井一徳君） 土曜日、日曜日ということになれば、もう小学生は当然、ここ本会議場へ通ってくるのが、親が連れてくるのか、それとも教員が引率してくるのか。中学生でもまだ危ないから、そういうふうな問題もあるかも分かりません。高校生になれば一人で来れるというのはあると思うんですが、そういうところまでも検討していかなければならないというふうに思うんですが、大ざっぱにも何も今考えていない。ただ、子ども議会をやるぞというふうなニュアンスしかこないんですが、青写真的なものは何もないんですか。

総務部次長（西村直樹君） すいません。そういった引率等につきましては、細かい部分についてはまだ詰められてないところではありますが、そういったところにも配慮しながら、開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

委員（柳井一徳君） まだまだ10か月あるわってというような、簡単に考えておられるのかなという、傍聴の関係とか、我々もじゃあ、傍聴に来てもいいのか。一般人は駄目なのか。例えば子供が、我が子が選抜されて子ども議員さんになった。親としては見に行きたいな。井原放送が入るのか。そういうふうなところもこれから具体的には決めていかなければならない。そりゃ、親としても我が子が質問するところを見てみたいとかっていうのは親心だと。そうすると、傍聴が20名ほどしか入れない。その中で今コロナ、コロナはもう緩和されたから席は全部埋まるとしても、そういう抽せんをしていかなければならないのか。いろんなことが考えられると思いますので、しっかりと検討していただく。また、そういうことを検討するのは、どういったメンバーで検討されるご予定なんでしょうか。

総務部次長（西村直樹君） そういった内容につきまして、庁内のほうで検討を進めているところでございます。

委員（柳井一徳君） これはもう、各部署横断的に選抜メンバーを選んで行くと。チームをつくるというようなことで理解すればよろしいでしょうか。

総務部次長（西村直樹君） 子ども議会開催に当たって、関連する部署と連携を取りまして、開催に向けてまいりたいと考えております。

委員（柳井一徳君） 各地でも、こういう子ども議会というものをやって、子供の斬新な

意見を取り入れて市政に反映していくというのはありだと思います。そのためにも、これを絶対成功させていただきたい。ですから、十分な検討をして、成功させていただきたいということを願って質問を終わります。

委員（三宅文雄君） 新規事業で、学校運営協議会の設置ということで、予算は36万円を組まれておりますけれども、市内の小中学校4校区で設置ということになっておりますが、具体的にどこで、4校区はどこの校区でやられますか。

教育長（伊藤祐二郎君） 本年度、井原市立高校のほうで導入しております。来年度以降、小中学校のほうへも拡大ということで、来年度は高屋小学校、それから西江原小学校、野上小学校、それから芳井小・中学校、芳井につきましては小中学校で一つの学校運営協議会を設置ということで、4校区というふうなことにしております。

委員（三宅文雄君） それで、この予算の編成概要の中で、保護者や地域住民を含めた地域の関係者が一定の権限を持ち、学校運営に参画というふうな記載がありますけれども、この一定の権限とはどういった範囲までの権限になりますか。

教育長（伊藤祐二郎君） 学校運営協議会のほうは、その学校の校長が示す学校運営方針、それをまず承認するっていうのが一つ、権限となってまいります。そういった面で、ここに一定の権限というふうなことで上がっております。

今まで似たような組織としては、学校評議員というのがありますが、これにつきましては、校長の示す学校運営に関して外部のほうから意見を述べるというような、諮問機関的な位置づけでしたが、学校運営協議会ということになりますとともに学校運営していくということで、一定の権限とは校長の示す学校運営方針を承認する。承認した以上は、それが具現化されていくように、学校運営協議会委員のほうも協力をしていく。そういったものでございます。

委員（三宅文雄君） ということは、この前も、私も一般質問で質問させていただきましたけれども、地域の声というのがこの運営協議会の中でも反映されるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

教育長（伊藤祐二郎君） そのとおりでございます。

委員（三宅文雄君） ということは、これから公共施設の統廃合も含めての、学校運営と地域の声を互いに述べ合っていくというふうな方向性でよろしいのでしょうか。

教育長（伊藤祐二郎君） 今、三宅委員さんがおっしゃったようなことが議論のテーマになるということもあり得ると思っております。

委員（三宅文雄君） 予算的にも36万円ということで、1か所が6万円ということで、お茶代ぐらいの予算じゃないかなというふうに思うんですけれども、大体どのぐらいの開催

頻度を予定されていますか。

教育次長（唐木英規君） すいません。1人6,000円で、年2回から3回というような形になろうかと思っております。1人1回が6,000円でございます。

委員（三宅文雄君） メンバー構成は大体どのぐらい考えられておりますか、メンバーに入られる方。

教育長（伊藤祐二郎君） メンバーについては、それぞれの学校のほうからこういった方を候補者にとこののを挙げていただいて、それを受けて市のほうが任命するという形になります。

委員（三宅文雄君） 具体的には、何名とかというようなことは考えられていませんか。

教育次長（唐木英規君） すいません。手元に資料がないんですが、15名以内というような規定だったと思います。

委員（三宅文雄君） よろしいです。

委員（山下憲雄君） 予算をずっと眺めまして、新町の商店街再興プロジェクトが、残念ながらコロナ禍ということもあって中断をしていると今思っていますが、その間、新町マルシェも一生懸命火が消えないように頑張っておられる。市のほうもそれを支援されておられるかと思えますけれども、今回の予算には全く上がっておりませんが、今後の新町再興プロジェクトについての市のご意向をお聞かせいただきたいと思えます。

建設経済部長（岡本健治君） 新町につきましては、今、この予算、新年度の予算に上げておりませんが、これから新町をどうしていくかっていうところがキーポイントになってくるものですから、予算には上がってませんが、国のほうの経産省の事業で、実は先月も開催したんですが、新町の商店街に関わるメンバー、いろんな会社であったり、団体、組合等もございます。それを一堂に会して、とりあえずタウンマネジャーをお呼びをして、講演会じゃないですけど、こういうふうには町はつくっていかないといけませんよというようなことを、まず基礎知識を入れていっております。これからそこら辺の連携を取っていただきながら、ご自分たちの力でどういった商店街活性化をしなければならないか、あるいはどういったふうに取り組んでいかなければならないかっていうのを、引き続き、新年度も経産省の事業にはなりますけれども、そこと一緒に、当然、市も一緒に出ていっております。それと、そのメンバーとでこれからどうするべきかというのを考えながら、ワークショップ等の開催もこれから計画しております。

それで、これからの計画、これをしっかり立てて、その中で商店街が取り組まなければならないこと、その上で市が改めて支援しなければいけないことというのを明確にしてから進めていくべきだろうということで、今、そちらの基礎的なところを、後ればせながらという

ここではございますけども、一生懸命そこに力を入れているところでございます。

委員（山下憲雄君） 中断している間も、どうなるやらということで、各市、市民全体があそこの舞鶴楼を見ながら、いろいろな感想を持っておられると思います。

地元商店街の人たち云々の話がありました、そこを主導したのは、矢掛に本社を置く民間企業だったかと思えます。ここはどのような意向確認をされておりますでしょうか。

建設経済部長（岡本健治君） 先ほど申しましたとおり、そこにもメンバーに入っております。今、一緒に、とにかく同じ目線で同じ目標を持って同じ方向に走っていかないと、それぞれが思い思いというようなことでは、もうまちづくりはできません。そういった格好で、同じ、今、立ち位置に立っていただいて、みんなで今後どうするかで、計画づくりに今進んでいるというところでございますので、一緒にやっているということでご理解願いたいと思います。

委員（山下憲雄君） また、新たにいろいろと皆さんの知恵を出し合いながらということですが、今までプロジェクトを我々が認識しておりますのは、8億数千万円の総予算があつて、その中、市の持分が4億円幾らかあつたかと思えますけれども、市の持分として半数、プロジェクトの半額、2分の1を持つというのは、大変、もう支援というレベルじゃないんじゃないかと僕も思っておったんですけれども、残念ながらそういうことで消えました。

その中に、温泉を掘削するとか、大型駐車場を整備するとか、商店街の道路云々、トイレをつくるかといったような、様々な計画がなされておったんです。そういうことも含めて、新たにゼロベースで見直すということになったということでしょうか。

建設経済部長（岡本健治君） おっしゃるとおりでございます。

委員（山下憲雄君） 今までそういうトイレとか、温泉云々っていうのは、言わばもうゼロベースですから、最初のプロジェクトの段階では慎重にされたんですけれども、その辺もまた復活して、アイデアの中に上がってプロジェクトが組み直されるという理解ですか。

建設経済部長（岡本健治君） 以前立てた古き時代の栄華にというような計画がございまして、それが今、全くゼロではないんですけども、その計画が中断の状態になっております。それはそれとして、これから先、じゃ、どういうふうにやっていくのかっていうのを考えていかなければなりません。その計画を強引に進めていくというのではなくて、それは一つの当時の案であつたんだろうという反省点もございますけども、そういう一つの方法として、じゃ、これからどういうふうにやっていくのかっていうのを、今、遅れたんですけども、プロの、日本各地で町を活性化していくことにたけた方、タウンマネジャーと呼ばれておりますけども、そういった方が、九州のほうの先生なんですけれども、来ていただいて、今、紹介してくださっています。そういった成功した秘訣であるとか、失敗する要因であるとか、

そこをしっかりと分析のほうもお願いしながらこれから進めていって、いい方向に向かっていきたいなというふうに考えております。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。そういう終わった事業で、我々もこういう議会の場で、それぞれ審議、協議を重ねて、執行部のご意向を確認しながら議決したことであります。それが、推移が変更になる。あるいは、状況が変わるような場合に、適宜ご報告、ご説明をいただければ我々も協力のしようがあると思いますから、よろしく願いいたします。

委員（柳井一徳君） 1点だけ。

マイナンバーカード取得促進事業を4,000万円、予算組んでありますが、現在の取得率は何%、この間からマイナポイント第2弾の終了とかというのもあって、1階の受付時は混雑しておった。多分、マイナンバーカードの関係で、お見えになられたのではないかなと。市民の方々、多くの方がおられていました。どのぐらいの取得率ですか。

市民生活部長（久安申明君） 2月末現在ですが、現在62.4%の交付率です。2万4,234人の方であります。

委員（柳井一徳君） 62.4%。二、三年前に質問させていただいたときは十何%台だったので、ものすごい加速率だなんて思っておりますが、今回の4,000万円を使っただけの促進事業、何%まで引き上げたいというふうな目標数値がありますか。設定されておりますか。

市民生活部長（久安申明君） 持ち合わせ資料がありません。少しお待ちいただければと思うんですけど。

委員（柳井一徳君） 数字は結構です。私が言いたいのは、4,000万円も販促費用を使って効果が出ないというふうなことがないように、それはもうもちろん目標達成では、必須数字が100%だというふうな強い気持ちでもって取り組んでいただきたい。これは、市民の方からどこまで本気でマイナカードを作られるかというのはありますけど、そういうふうなことを促進していく事業なので、しっかりと啓発活動をして100%に近づくように、62.4%をはるかに超えられる数字になりますよう、願うことだけです。

委員（荒木謙二君） マイナンバーカードを今、柳井委員のほうから言われたんですが、手元の資料で、1月31日現在では申請率が69.9で交付率が58.1%というふうなことで、今、交付率が62.4%、申請率のほうを教えてくださいなと思うんですが、これ何日現在か。交付率が62.4で、申請率が何日現在で何%かというのを。

市民生活部長（久安申明君） 申請率であります、78.4%でございます。2月末でございます。

委員（荒木謙二君） ありがとうございます。

委員（宮地俊則君） 今、歳出全般についてですね。

委員長（佐藤 豊君） 全般です。

委員（宮地俊則君） 歳出全般について、今日のあれもそうだったんですが、特に新規事業について、委員のほうからいろんな質疑、要綱の中身とかを伺ったときに、随所に、議決をいただきましたら詳細な要綱をつくってまいりますという答弁がかなりあるわけなんです。完全な要綱まではないにしても、要綱の案であるとか、考え方とか、そういうのも示していただかないと、なぜそれが議決できないとできないのかなと。案ぐらいでしたらできるんじゃないかなと、我々は思うんです。逆に言いますと、そういった質疑の中身に答えがなければ、その事業の適否の判断がなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、それは私が言っとるのが間違っているのでしょうか。要綱というのは、議決の後つくるものとなっているのでしょうか。もう少し詳しい内容の、質疑に対しての説明があってもしかるべきと思うんですが、そこら辺、考え方はいかがでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 議決後に一からつくるということではございません。もう、それぞれ新しい新規事業をするに当たってはいろんなところで検討を重ねておりますので、大枠のものはできておりますが、要綱という形で一言一句全てチェックできたものが、それが案としてあるという、そこまではいっていない。要は、大枠のもののアウトラインは当然できております。そういった範囲内での説明はできます。けれども、一からつくるのではなくて、要はもう同時進行でいっているということでございます。

委員（宮地俊則君） 私、同じ考え方だと思うんですけども、隅々までの一言一句というのは、もう当然求めないわけですけども、本日質疑している中で、ここら辺はどういうふうにしていくんだという質疑したときにほとんど答弁出てこない。議決された後にそこらあたりも検討しますということではあれだろうと思いますので、要綱案的なものでも持って質疑には当たっていただければなというふうに思いますので、これは今後のお願いであります。

教育次長（唐木英規君） 1点、申し訳ございません。

先ほど三宅文雄委員さんの学校運営協議会の報酬の単価のお話の中で、1人1回という表現を申し上げておりました。年6,000円の誤りでございました。申し訳ございませんでした。

〈なし〉

〈第4条 一時借入金〉

〈なし〉

〈第5条 歳出予算の流用〉

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

〈なし〉

委員（坊野公治君） 執行部に退席をお願いしての休憩動議をお願いしたいと思います。

〈異議なし〉

〈執行部退席、休憩〉

委員（坊野公治君） 明日の午前10時までの休憩をお願いしたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（佐藤 豊君） 明日10時まで休憩します。今日は大変ご苦労さまでした。